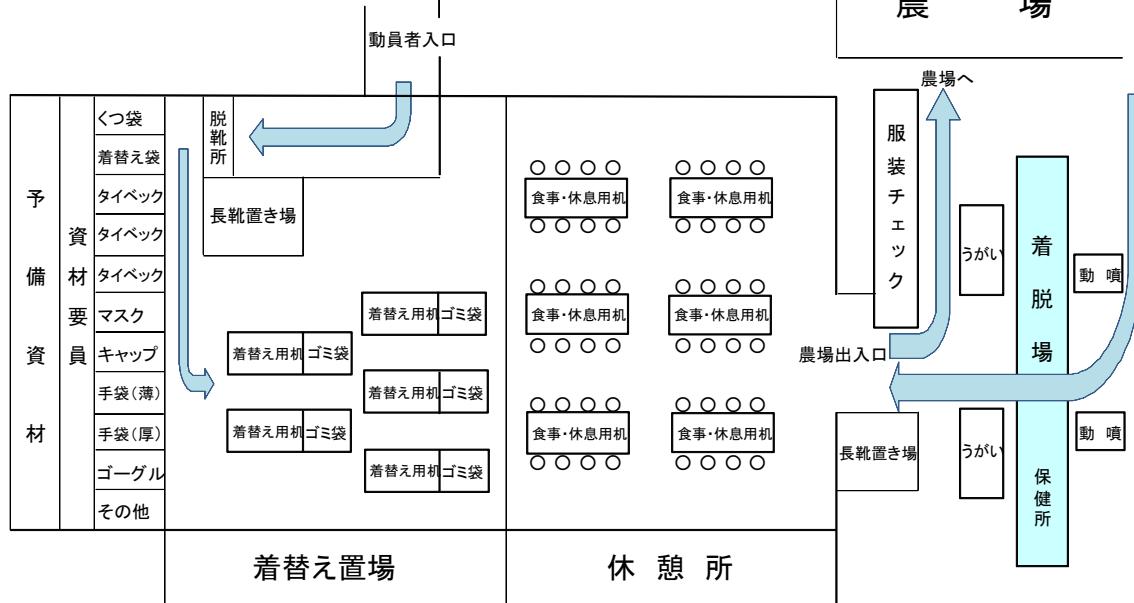


## 現場防疫テント内の配置例



### (1) 農場及び埋却地への入場手順および留意事項

#### ① 受付会場

防疫従事者は、自宅から発生農場もしくは埋却地、現地テントに直行又は直帰せず、必ず現地対策本部が定めた現地の受付会場に集合し、健康調査を受けた後に防護服（受付会場ー現地テントの移動用）に着替える。

#### ② 移動

受付会場で防護服に更衣後、発生農場が遠い場合は、受付会場からバスで現地テントへ移動するが、所持品はタバコなど必要最低限とする。移動中、防疫従事者への留意事項（105ページ配布文書）について再確認を行う。

#### ③ 現地テント入場

ア 上記配置図の動員者入り口からテントへ入場するが、バイオセキュリティの観点から動線が決められているので、動線に従い入場する。  
 イ 靴を指定された場所で脱いでテントへ入る。防護服等を受け取り、防護服の前後に、所属／氏名を記入した後、保健所の指導のもと着衣する（106～108ページの着衣方法参照）。



ウ 携帯した荷物をビニール袋に入れ指定場所へ置く。

エ 長靴を受け取り、指定場所で履く。

オ 現場リーダーは、班分け、作業内容、留意事項を再度説明する。

カ 防護服に、現場リーダーから指示された班（係）名を記入し合う。

#### ④ 農場入場

##### ア オペレーター

保健師の指導の下、防護服等の着衣完了後、現場リーダーの指示に従い、場内へ入場



する。

作業中は防護服のフードの上に、ヘルメットを着用し、作業終了後はヘルメットの内外を十分消毒する。

#### イ 家きん等死体運搬車両運転手

運転手は、場内では車両の窓や扉は決して開かず、車両から降りない。なお、誤って降りた場合は、場外へ出る時に車内全体（天井、足マット、ペダル、ハンドル、シートベルトを含む。）を噴霧消毒、拭き取り消毒し、その後防護服を消毒し脱衣する。

その他の留意事項は、オペレーターに準じる。

#### ウ 防護フェンス設置業者等

オペレーターに準じる。

#### エ 共通留意事項

携帯電話、トランシーバーは、防疫作業上、外部と連絡をとる必要がある現場リーダー、オペレーター等だけが、場内へ持ち込み可とする。なお、ビニール袋に密封した状態で使用し、場外へ持ち出す時は、袋の上から十分消毒する。仮にビニール袋が破れた場合は、拭き取り消毒する。

カメラは、現場リーダーが認めた者のみ場内へ持ち込み可とする。



### (2) 農場及び埋却地での作業中の留意点

- ① 場内では防護服の着脱は絶対行わない。さらに防護服のファスナーの開閉、フードや手袋の着脱、防護服の脱衣も禁止する。

防護服が破れた場合には、直ちに現場リーダーに申し出て、消毒後農場から退出し、保健師の指示に従って脱衣した後、新しい防護服に着替える。

- ② トイレは、基本的に休憩時間に済ますようにし、場外に設置してあるトイレを使用する。防護服の消毒等の脱衣手順を行わずに、場内で用を足してはいけない。休憩時間まで我慢できない場合には、現場リーダーに申し出て、所定の脱衣手順を踏んで場外で済ませる。
- ③ 場外へ退場する必要がある場合には、現場リーダーに申し出て、全身消毒後、保健師の指示に従い脱衣マニュアルに従って脱衣する。(109～111ページ)
- ④ 家きんの死体等の運搬車両は、場内で車両全体の消毒を受けた後、場外へ移動。さらに、場外で再度タイヤ周りを消毒してから埋却地または農場へ向かう。運転手は、途中で寄り道は絶対しない。
- ⑤ 場内では、笑い声を立てない。

### (3) 農場及び埋却地からの退場手順及び留意点

- ① 全身消毒

ア 防疫ライン手前の場内消毒場所において、両手を上げた状態で、頭から足下まで消毒担当者より動噴の細霧で消毒を受ける。(消毒係は、動力噴霧器で人体を消毒する場合、ノズルを開き、広範囲に柔らかく消毒薬がかかるように調整する。)

イ 両手をこすりあわせて細霧消毒を行う。  
 ウ 長靴表面及び長靴裏の汚れを、消毒担当者が動噴で確実に洗い流す。その際、動員者は写真のように、消毒係に背を向け、長靴のかかとを挙げて靴底を見せるようにして、靴底を洗浄しやすくする。（靴底は鶏糞等が付着している場合が多いため、消毒係は動噴のノズルを絞り消毒薬を勢いよく噴射して汚れを落とす。）



#### エ オペレーター

オペレーターは、消毒担当者が重機の全体消毒（運転席内も含む）を行っている間に、全身消毒を受け、脱衣場所で脱衣し、ヘルメットは内外消毒後ヘルメット回収袋へ入れる。

長靴裏を再消毒後、運転席へ戻り、重機を場外へ移動させる。場外移動後、再度、運転席足下、長靴裏、車両のタイヤ周りを消毒する。

社用車で会社へ移動する場合には、車は場外で車両消毒を受けるとともに、会社到着後、さらに車内全体の噴霧消毒、拭き取り消毒を実施する。

#### オ 家畜死体等運搬車両運転手

最終搬出終了後は、農場外にてタイヤ周りの消毒、運転手の全身消毒、脱衣を行う。新たな防護服の着衣後、会社の事務所等へ戻り、車内全体（天井、足マット、ペダル、ハンドル、シートベルトも含む）の噴霧消毒、拭き取り消毒を実施する。

#### カ 防疫フェンス設置業者等

場内に持ち込んだ資材等は廃棄、あるいは十分に消毒後、場外へ持ち出す。持ち出した資材は、ビニール袋等に入れて会社へ持ち帰り、浸漬できるものは浸漬消毒する。

社用車の消毒は前述に準じる。



### ② 脱衣

ア 保健師及び現場サポートの指示に従い防護服等を脱衣し、廃棄する。

（109～111ページの脱衣方法を参照）

イ 手指のアルコール消毒、ヨード液によるうがい、手洗い、洗顔を行う。

ウ 長靴を指定の場所で脱ぎ、スリッパに履き替えテントへ入る。

エ 移動時の服、荷物等を受け取り、靴に履き替えテントを出る。



③ 現地テントから受付会場まで徒歩あるいはバスで移動する。

#### ④ 受付会場（健康調査会場）

ア 手指消毒、靴の消毒を行う。

イ 保健師による体温測定、問診、作業管理表（作業内容、PPEの装着状況等）に記入



後、必要と判断された場合は、医師による抗インフルエンザ薬投与等の指示を受ける。

現場リーダーは最後に現場を撤退することになるが、必ず健康調査を受けること。

⑤ 解散

ア 解散後は、速やかに帰宅し、入浴するとともに着用していた衣服は洗濯する。

イ 防疫作業後10日間の健康観察期間中は健康状態に留意し、体調に異常がある場合は、速やかに保健所に連絡し、指示に従う。

**(4) 作業従事期間中及び作業終了後の留意点**

① 防疫従事者は従事期間中及び作業終了後7日間（又は3日間※）は家きん飼養農家、動物園、ペットショップ等の家きんや愛玩鳥のいる施設へは立ち入らない。

※防疫作業実施時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されている場合

② 農場、埋却地で使用した重機、車両、資材は、168ページの借受車両等の消毒方法に従い消毒し、作業後4日間は家きんがいる施設で使用しない。

## 熱中症対策について

熱中症は、梅雨の合間に突然気温が上がった日や梅雨明けの蒸し暑い日などの高温多湿の環境で起こりやすくなりますが、冬場であっても、家きん自体の体温が高いことで家きん舎内温度が高かったり、慣れない重労働等により、熱中症を起こすおそれがあります。特に、通気性や通湿性の悪い防護服を着用しての作業は、汗による体温降下作用が妨げられるため、注意が必要です。

### 【持病を持っている方へ】

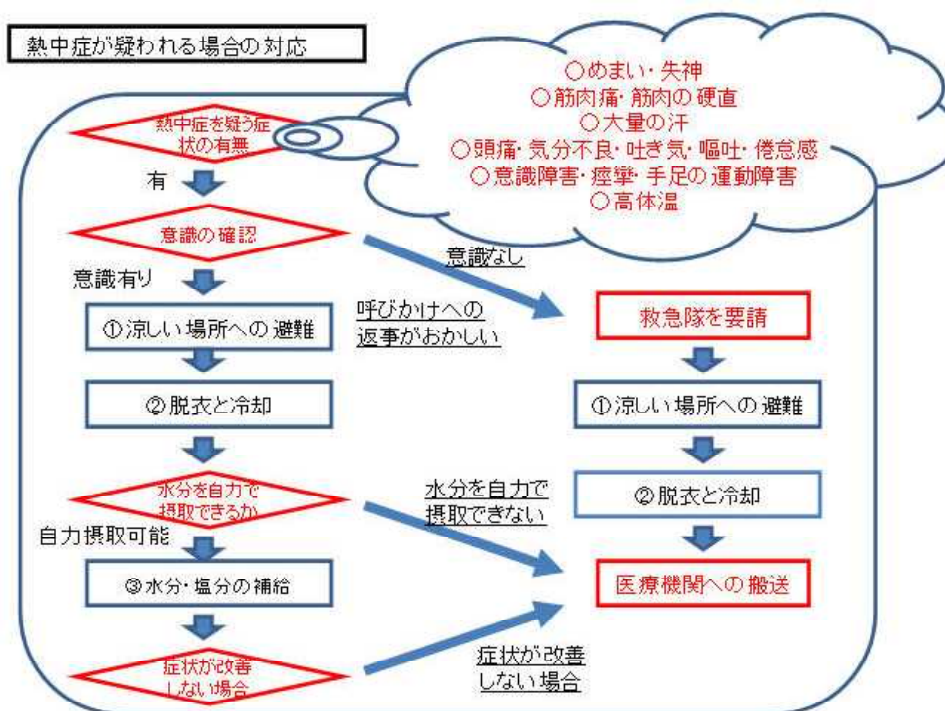
以下の病気を持っている方は、熱中症を起こしやすいので、原則農場作業を避け、やむを得ない場合には特に注意し、体調不良時には早めに申し出て下さい。

- 糖尿病
- 精神・神経疾患
- 高血圧、心疾患
- 風邪等による発熱
- 腎不全
- 下痢等での脱水
- 肥満

### 【作業前日や当日の注意】

熱中症の予防には、日常の健康管理が大事です。

- 前日は、十分な睡眠を
  - 前日は禁酒、2日酔いは厳禁
  - 朝食は必ず摂取を
  - 作業の強度に応じて、適宜休憩を
  - 作業前後及び作業中には、定期的に水分・塩分の補給を
- ※0.1~0.2%食塩水やスポーツドリンクを



## 高病原性鳥インフルエンザ防疫従事者への配布文書(移動バス内)

農場内には、高病原性鳥インフルエンザウイルスが存在します。

あなた自身がウイルスに感染しないため、また農場外にウイルスを持ち出す媒介者とならないよう、バイオセキュリティの徹底をお願いします。

### ○健康管理、保安上の留意事項

- ・気分が優れない等異常を感じた場合には、すぐに現場リーダーへ申し出る。
- ・トイレに行くことを我慢しない。
- ・ケガや疲労等を感じた場合には、すぐに現場リーダーに申し出る。
- ・農場内では重機や車両も一緒に作業するため、それらの動きに注意を払う。

### ○農場・埋却地入場時の留意事項

- ・現地テントへ持って行くものは、必要最低限のもののみ（移動時の服、ビニール袋）にする。
- ・テントは、動線が決められているので、動線に従い入場する。
- ・防護服等は定められた方法で着衣する。
- ・農場内で使用する長靴にはマークをつける。

### ○農場・埋却地での作業中の留意事項

- ・場内において、ゴーグル、マスク、手袋、防護服等の着脱を行わない。
- ・トイレは、場外に設置してあるトイレを使用する。
- ・場外へ退場する必要がある場合には、全身消毒後、脱衣する。この際、担当者の指示に従う。
- ・場内では、笑い声を立てない。

### ○農場・埋却地からの退場手順および留意点

- ・防疫ライン手前の場内消毒場所にて、消毒担当者から動噴で全身の消毒を受ける
- ・長靴に洗い残しがないか確認し、洗い残しがある場合には、再度動噴で洗い流す。
- ・防護服等は、担当者の指示に従い脱衣する。
- ・脱衣後は消毒槽で長靴を消毒後、防疫ライン外へ退場する。
- ・防疫ライン外にて手指のアルコール消毒、うがい、手洗い、洗顔後、ペーパータオルで顔等を拭く。
- ・長靴を脱ぎ、スリッパに履き替え現地テントへ入る。  
なお、長靴の内側まで汚れている場合、足も消毒してもらう場合があります。
- ・テントにて移動用の服、荷物を受け取り、靴に履き替えテントを出る。
- ・健康診断会場において保健師による体温測定、問診等を必ず受けること。

### ○帰宅後の留意事項

- ・解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに着用していた衣服は洗濯する。
- ・防疫作業従事期間中及び作業終了後7日間（又は3日間※）は家きん飼養農家、動物園、ペットショップ等の家きんや愛玩鳥がいる施設に立ち入らない。  
※防疫作業実施時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されている場合
- ・防疫作業後10日間（潜伏期間）は健康観察期間とし、体調に異常がある場合には、速やかに保健所に連絡し指示に従う。

# 防護服の着衣方法

(中央保健所危機管理検討委員会作成)

## 必要な物品



- ① 手袋(厚手)
- ② 手袋(薄手)
- ③ ゴーグル
- ④ 防護服(つなぎタイプ)
- ⑤ 長靴
- ⑥ N95マスク
- ⑦ 帽子
- ⑧ ガムテープ



- ① 防護服を着る前に、ズボンのスソを靴下の中に入れ込む。
- ② 防護服を着る。
- ③ 防護服のファスナーを肩の所まで上げる。



- ④ 帽子をかぶる。  
(髪の毛の長い者はあらかじめゴム等で束ね、帽子よりはみ出さないようにする。)



- ⑤ 長靴をはく。  
(防護服のスソは外に出す。)
- ⑥ ガムテープで防護服のスソを固定する。  
(この時、折り返しを作り、はずしやすくする。)
- ⑦ 両足をガムテープで固定する。





⑧ マスクをフィットさせる。  
 (マスクを鼻の形に合わせ、息を吐き隙間から漏れないか確認する。)

⑨ マスクのゴムは、マスクの下に付いているゴムは上方に、マスクの上に付いているゴムは下方に、クロスさせる。

⑩ 装着(フードをかぶり、ファスナーをしっかりと上まであげる。)



⑪ 薄手の手袋をつける。  
 (手袋を防護服の中に入れる。)

⑫ 厚手の手袋を薄手の手袋の上につける。  
 (手袋を防護服の外に出す。)

⑬ ガムテープ隙間のないように固定する。  
 (この時、折り返しを作り、はずしやすくする。)

⑭ 両手の袖口をガムテープで固定する。



⑮ゴーグルを装着する。

⑯ 顔の露出がないか確認する。

⑰ 終了

## 防護服の脱衣方法



1



2



3



4

① 両足のガムテープをはずす。

② 手を消毒する。  
(手をよくもんで全体を消毒)

③ 両手のガムテープをはずす。

④ 手を消毒する。



5



6

⑤ 指先を引っ張り1方の手袋をはずす。

⑥ 脱いだ方の指を反対の手袋の内側にいれて脱ぐ。

⑦ 手を消毒する。



7



8



9

⑧ ゴーグルをはずす。

⑨ ゴーグルを前方に引っ張りそのまま上方に持ち上げるようにはずす。

⑩ 手を消毒する。



10



【防護服を脱ぐ】

⑪ ファスナーを1番下まで下げる。

⑫ フードの先端を持ち後方に脱ぐ。

⑬、⑭ 防護服の中の自分の服に手がふれないように注意し、内側の清潔部分つまみ外へめくるように脱ぐ。



⑮ 自分の服に手がふれないように注意し足首まで下げる。

⑯ 足で踏みつけて脱ぐ。

⑰ つまむように防護服を持ち、まるめるようにして、ハザード袋（感染性ゴミ袋）に捨てる。

⑱ 手を消毒する。



⑲、⑳ マスクの先端をつまんで引っ張り、頭部に触れないように脱ぐ。

㉑ 手を消毒する。

㉒ 帽子の先端を引っ張り後ろ側に脱ぐ。

㉓ 手を消毒する。



②④ 手袋の先端を引っ張り隙間を作る。



②⑤ 指先を引っ張り片方の手袋を脱ぐ。



②⑥、②⑦ 脱いだ方の指を反対の手の手袋の内側に入れ、手袋を裏返すような形で脱いでそのまま捨てる。



②⑧ 両手をしっかりアルコール消毒する。



②⑨ 脱衣終了。

最後に長靴をアルコール消毒。  
長靴は指定された場所で脱ぐ。

**※手は不潔なものにさわる  
毎にアルコール消毒をする。**

## 第10 発生農場での防疫作業

### 1 発生農場事前調査

#### (1) 事前調査係(先遣隊)

先遣隊は、発生農場での殺処分・埋却・消毒などの防疫措置がスムーズにできるよう、家保で実施した簡易検査での陽性確認後直ちに農場に立ち入りし、事前調査を行う。また、農場に立ち入る際は、農場からのウイルス飛散防止に十分留意する。

なお、先遣隊の構成は、家畜防疫員（獣医、畜産）、県職員（農業土木担当、普及センターの動員サポート班）、市町村職員、建設業協会を基本とし、必要最小限の人数とする。また、県対策本部の記録係も同行し、事前調査時の状況（家きん舎や農場敷地、埋却地等）を映像で記録する。記録した映像は、ビデオカメラを消毒後、防疫ラインの外側で待機している消防保安課の職員に渡して、無線で県本部へ送信する。

また、家畜防疫員（獣医、畜産担当）、県職員（農業土木担当）は、その後引き続き、発生農場内で実施する防疫措置の現場リーダーとなる。

#### (2) 事前調査票の作成

- ① 発生農場の平面図を作成し、汚染ゾーンと清浄ゾーンを区分した後、清浄ゾーンには資材置き場用テントと作業員の更衣用テント並びに簡易トイレを設置するための場所を高病原性鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票（様式5 201～202ページ）に記載する。
- ② 清浄ゾーンと汚染ゾーンの境界に、農場に出入りする人、車両等を消毒する動力噴霧機（複数台）を設置する。埋却地が離れている場合は埋却地の出入り口にも動力噴霧機を設置するようその台数を記載する。
- ③ 農場の構造を考慮して殺処分、死体搬出の動線を記載、また、家きん死体・汚染物品等搬出のためのフォークリフトやローダー、ダンプカー等の台数を決める。
- ④ 農場の堆肥、家畜排せつ物及び飼料等の搬出に必要な機材を調査票に記載する。  
なお、殺処分に使用したローダーが使用できれば、それを除いた機材（特装ダンプ等）を調査票に記載する。
- ⑤ 農場、埋却地ともに防疫フェンスの設営が必要なときは、平面図に設置場所を記載する。
- ⑥ 防疫措置に必要な家畜防疫員数や作業員等の人数を割り出し記載する。
- ⑦ 防疫措置に必要な資材の種類・数量を記載する。
- ⑧ 埋却に必要な重機及び資材を記載する。
- ⑨ その他
  - ア 消毒に必要な水、消石灰やブルーシートの必要量を記載する。
  - イ 発生農場・埋却地が携帯電話の通話域にあるか、道路幅が十分にあるか等問題があるようであればその旨を記載すること。
  - ウ 家きん舎の排気ファンのスイッチや給餌器、給水器などの巻き上げ操作盤などの場所と操作の方法等を農場主から聞いて、事前調査票に記入する。

#### (3) 設置場所の選定に係る留意事項

- ① 防疫作業従事者休憩用のテント（現地テント）設置場所
  - ア 現地テントの設置場所は、従事者移送車（バス）や防疫作業従事者が出入りす

る 経路と、農場から搬出される家きん死体・汚染物品などの動線が交差しないよう選定する。

イ 雨天時に雨水でテントの床が浸水し、防護服などの資材が濡れないような場所を選定する。

#### ② 農場出入り口の選定

ア 農場の出入り口が複数ある場合、可能な限り出入り口を1か所とし、その他は立入禁止とする。なお、出入り口には、防疫作業従事者や防疫作業車等を消毒するための動力噴霧機が設置可能な場所を選定する。（\*使用水の確保）

#### ③ 殺処分場所の選定

ア 殺処分は原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、ケージ等を準備し、シートで周囲を覆う等ウイルスの拡散防止に配慮して実施する。

イ 殺処分作業が容易に行えるようネスト等不要物品の排除について事前に農場主の承諾を得る。

#### ④ 農場環境の確認

ア 農場周辺の土地所有者に防疫作業への理解が得られているか確認する。

イ 農場の配水や配電、排水経路等を確認する。水道が使えないときは山水、河川水の利用を検討し、排水口の閉鎖を確認する。

ウ 防疫作業に使用可能な農場所の器具及び重機等について、利用の協力を農場主に確認する。

#### ⑤ 報告・打合せ

ア 調査票に必要機材や物資の数量等を記入し、現地対策本部に帰庁。

イ 調査内容について県対策本部へ報告し、今後の防疫作業について詳細な打合せを行う。

なお、打合せ終了後は速やかに農場に戻り、現場リーダーとして防疫措置を指揮する。

### (4) 事前調査票

事前調査票は耐水紙を使用し、調査内容を記入後、現地にて消毒後水洗洗浄する。なお、農場から埋却地までの経路、従事者移送バスの経路を別に地図に記入する。

### (5) 農場及び埋却地のゼンリン地図

農場立入時には、防疫作業事前調査票のほかに、農場及び埋却地のゼンリン地図を携行する。

### (6) 農場主の心のケア

農場主は高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、心理的に不安定な状態になっていることが多いため、丁寧な説明及び聞き取りを行い、農場主の心理的負担を軽減させるよう努める。

## 2 殺処分

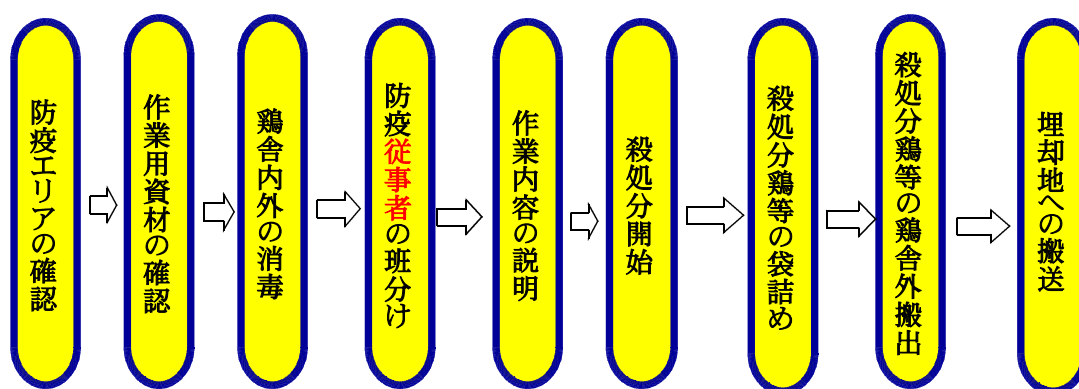
### (1) 事前準備

① 殺処分前に、発生農場の飼養羽数及び先遣隊により作成されている事前調査票を

確認し、必要資材（殺処分用資材と防疫資材は別々に）を準備する。殺処分班は、当日に割り当てられた動員者数を勘案して班編成されるが、平飼い(肉用鶏・種鶏)とケージ飼い(採卵鶏)により処分の方法が若干異なるため、班ごとに適宜資材を準備するよう留意する。また、防護服等の防疫資材が不足することを想定し、予備として公用車に常備しておく。

- ② 発生農場での殺処分・埋却・消毒などの防疫措置がスムーズにできるよう、現地防疫班（防疫調整係、殺処分・農場消毒係）、埋却班、動員サポート班の各リーダーは、事前にミーティングを行い、殺処分方法、班分け、担当家きん舎と人員の割り振り、資材や重機の台数、配置等の情報を共有しておく。また、作業時も適時情報共有できるよう、無線機等を確保しておく。

### 殺処分作業の行程表



### (2) 殺処分前の準備及び留意事項

- ① テントの設置場所や道路の封鎖状況を確認する。テントの設置場所が不适当であった場合は適宜移動する。また農場付近に茶畑や作物等が栽培されている圃場があれば、風による消石灰の拡散に留意し、粒状石灰を準備する。さらに、発生農場における防疫ライン及び動力噴霧機と水道の設置場所を確認する。
- ② 殺処分等の資材がそろっていることを確認するとともに、動噴用タンクに消毒液を調整する。なお、冬場はホース内の結氷に留意する。
- ③ 殺処分作業は、基本的に事前調査票に基づき実施する。しかし、家きん舎構造や当日準備された動員者数及び配置された重機等を勘案し、重機と動員者の動線、視界の明暗、天候及びスペース等を考慮し、他に適当な方法があれば変更する。その際、処分場所や死体が外部から見通せる場所であれば、目隠し対策として、ブルーシートや寒冷紗により遮蔽する。
- ④ 資材班により防疫資材が搬入されたら、資材の数量等を確認し、不足している場合には直ちに資材班へ連絡する。
- ⑤ ブロイラー農場の場合、給餌器、給水器を巻き上げた後、ボブキャット又はローダーで鶏舎内の鶏糞を掻き分け、2m幅の通路を作成する。業者が鶏舎手前にガスボンベを搬送するので、それを鶏舎内の所定の位置（2ヵ所ほど）に移動する。
- ⑥ 発生家きん舎のカーテンは閉める。逆に未発生家きん舎のカーテンは開けても良い。扇風機、換気扇などは作業の邪魔にならぬように高い位置に吊し上げる。
- ⑦ 動員者が農場へ到着したら、動員者・オペレーターに対し、ホワイトボード等を活

用して作業の流れを説明する。その際、作業現場は重機・車両や作業の複相化が予想されるため、特に安全性の確保については十分説明を行う。また、作業中のけがや体に不調を感じたときは速やかに現場リーダーに申し出るよう指導する。動員者が農場に入場するときに台車、ペール、スコップ、ほうきなどを運ばせる。安全を最優先し、動員者の健康が損なわれるおそれがある場合は休憩を多く取るように心掛ける。ゴーグル、マスクは、家きん舎内では必ず着用するようにし、苦しい場合は現場リーダーに申し出て、休憩する。

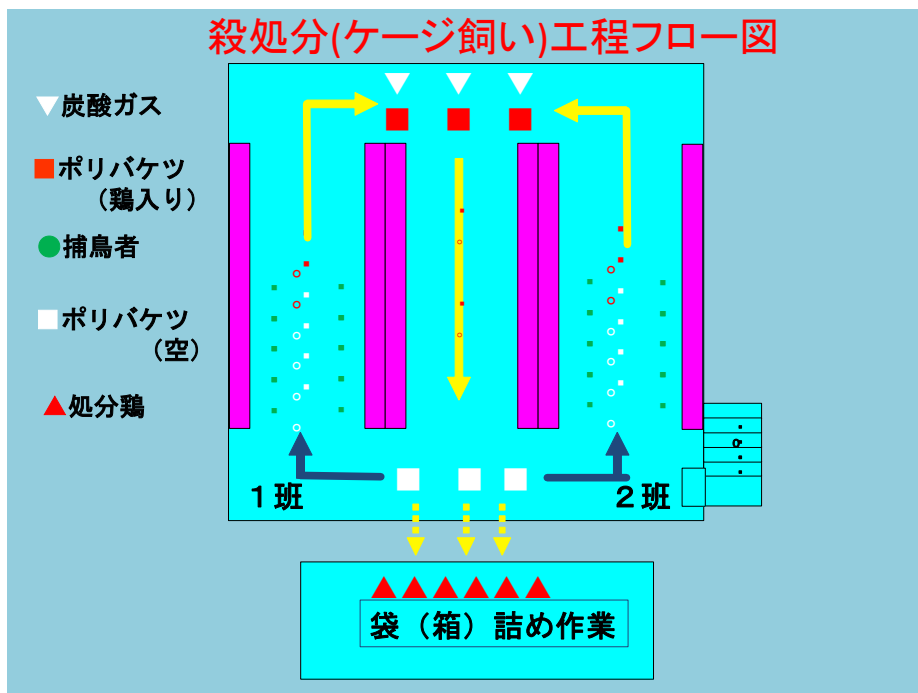
- ⑧ すべて現場リーダーの指示に従うことを徹底させる。
- ⑨ 動員者を捕鳥係、運搬係、炭酸ガス注入係、詰め込み係（ビニール袋への詰め込み、フレコンへの詰め込み）、記録係に振り分ける。各係の作業内容をデモンストレーションを交えて説明する。また、各係ごとに係長（窓口）を決め、指示系統を明確にしておく。

### **(3) 殺処分時の留意事項**

- ① 殺処分の前準備として、ウイルスの飛散防止のため家きん舎内外を入念に消毒する。
- ② 殺処分は動物愛護、作業省力化及び安全性の確保等の観点から炭酸ガスによる窒息(ガス殺)とする。
- ③ 作業は基本的に2交代制とし、1回の作業時間は1時間を原則とするが、気候や気象条件等を考慮して決定する。
- ④ 作業の交代時には、防疫服の上から消毒薬を噴霧し、保健師等の指導に従い脱衣後、手洗い、うがい、洗顔及び手指等のアルコール消毒を実施する。
- ⑤ 殺処分は、発症している家きん舎を優先的に実施し、殺処分後、やむを得ず当日焼・埋却できない場合は、野犬等による獣害を防ぐために家きん舎内もしくはフレコンバッグに消石灰を散布後、ブルーシートで厳重に覆う等の措置を講じる。その際可能な限り速やかに焼・埋却する。



(4) 鶏種毎の殺処分方法  
採卵鶏・ケージ飼い



採卵鶏(ケージ飼い)における殺処分は①捕鳥、②運搬、③炭酸ガス注入、④詰め込み(ビニール袋、フレコンバック、ミッパール)、⑤記録の一連の流れを一班として構成される。

通常、班の員数は以下の通りで、動員できる人数により適宜、班数を調整する。

① 捕鳥

生存鶏をケージから捕り出し、台車に乗せたペール(90リットル)に約10羽ずつ入れる。

※ 捕鳥は片方の翼の根元を持ち、背側部から保持すると素早く取り出すことができる。両脚を持ってぶら下げて運んでも良い

※ ケージに上って捕り出す場合は、落下等の事故や給水ライン等の破損に十分留意する。

※ 死亡鶏は、生存鶏の捕鳥完了後、別途収集する。

② 運搬

鶏の入ったペールを炭酸ガス注入場所まで台車を用いて運ぶ。

炭酸ガス注入済みのポリバケツ(ペール)を、袋(箱)詰めチームの作業場所まで移動し、中の鶏を指定された場所に移す。その際、鶏が完全に死にきっていないのでペールが動揺し、台車からペールが落下するおそれがあるので、蓋をして片方の手を蓋に添えて走ると良い。

袋詰め作業場所で、ペールの中身を出した後、再度、捕鳥場所へ戻る。

③ 殺処分(炭酸ガス注入)

ペールの蓋を開け、炭酸ガス注入ノズルを挿入し、炭酸ガスを約5秒間注入する。

通常500羽に1本程度のボンベ使用量が望ましい。

※ 炭酸ガスボンベ交換のタイミング

・ボンベをスパナーでたたいた時に音が響く。

・ボンベの下1/3のところに霜が発生する。

使用済みボンベは倒して未使用ボンベと区別する。(未使用ボンベは、噴出口に黄色のキャップが装着されていることでも区別可能。)

鶏舎羽数が多い場合、記録係はガス注入場所で生きた家きんのカウントをしても良い。

※ 効率的な殺処分を行うためには、ボンベを常に2本以上準備し、スノーホーンを装着しておき、ガスが切れても注入作業が止まらないよう心がける。

## 採卵鶏(ケージ飼い)の殺処分



捕鳥後、バケツへ投入



炭酸ガス注入



バケツからビニール袋へ



ビニール袋詰め

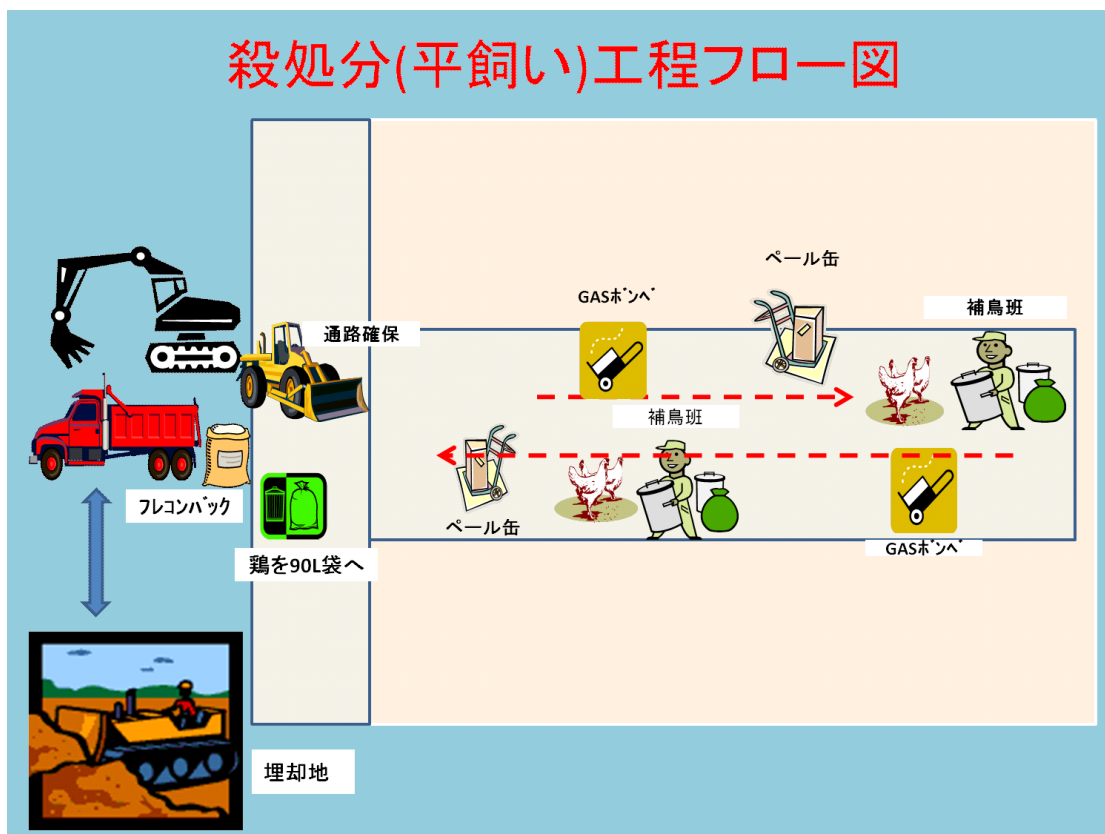


フレコンバックへ投入



フォークリフトで搬出

## 殺処分(平飼い)工程フロー図



通常、平飼いで使用されるブロイラー及び種鶏も殺処分の流れは、通路の確保に始まり、①捕鳥 ②運搬、③炭酸ガス注入、④詰め込み、⑤記録 を一班として構成される。

但し、平飼いのため、床面に鶏糞があり、事前にボブキャット等で作業用の通路を確保する必要がある。また、運搬が度重なってくると、通路脇に堆積した鶏糞が通路に被さってくる場合があるので、このような場合は、動員者のうちの数人をスコップで鶏糞を通路脇へ掻き出す作業に従事させる。

また、捕鳥はベニア板等で追い込みながら行う。鶏種や日齢によっては重量が変動するので運搬、袋詰め羽数も増減する必要がある。

一方、種鶏場の場合は、ネスト（巣箱）が鶏舎内にあり、防疫作業の障害となるため、殺処分の前に、事前作業として搬出する必要があるが、労力を要するため、動員者にもその作業を依頼する。

その他の作業は概ね採卵鶏の場合と同様である。

## ブロイラー(平飼い)の殺処分



通路の確保



捕鳥後、バケツへ投入



炭酸ガス注入



ビニール袋詰め



フレコンバック詰め



処分羽数の記録

## ブロイラー(平飼い)の汚染物品処分



鶏舎内飼料の処分



鶏舎内飼料の処分



タンク内飼料の処分



タンク内飼料の処分



敷料の処分



敷料の搬出

#### ④ 袋詰め（ビニール袋、フレコンバック、ミッペール）

##### ア 埋却処分の場合

埋却場所が確保できた場合は、処分鶏をビニール袋に10羽入れ、結紮バンドでビニール袋を閉じる。

この時、処分羽数(ビニール袋数)をカウントし記録する。ビニール袋15～20袋分をフレコンバックに詰め込み、フレコンバックの紐を縛る。

重機等を用いて運搬車両に積み込む。運搬車両上でバックホーのフックを外す係を一人確保し、運搬車両に均等に積載する。運搬車両が密閉式でない場合はビニールシートで荷台を覆う。

4トンドンプにフレコンバック10袋前後積載し、フレコンバックの紐のほどけが無いのか確かめ、ダンプからフレコンバックが転落しない程度の積載量を保つ。

ダンプへの乗降、バックホーのフックに注意して事故の無いよう注意する。

##### イ 焼却処分の場合

産業廃棄物処理施設等での焼却処分のため、感染性廃棄物専用容器（ミッペール）への詰め込み作業を行う。

容器内に処分鶏を10羽単位で入れ、専用蓋で密閉する。

容器の外部を消毒し、処分羽数を容器ごとカウントし、その後運搬車両に乗せる。

ミッペールをラッピングして固定させる。運搬車両が密閉式でない場合はビニールシートで荷台を覆う。

### 焼却処分の場合



ペール缶への詰め込み



ペール缶の消毒



ペール缶のラッピング



密閉車両への詰め込み



処分場持ち込み・数確認



焼却作業

## (5) 人員

農場に動員された殺処分要員を、概ね下表に示すような係に割り振って作業に当たらせる。

区 分	採卵鶏（ケージ飼い）			ブロイラー（平飼い）
	1班	2班	計	1鶏舎当たり動員者数
捕 鳥 係	5	5	10	14
運 搬 係	7	7	14	10
炭酸ガス注入係	2	2	4	4
詰 め 込 み 係	5	5	10	10
記 録 係	1	1	2	2
合 計	20	20	40	40

## (6) 家畜・汚染物品の埋却地への搬送

### ① 家きんの死体、汚染物品（飼料、卵等）の搬送作業

ア ブルーシート、梱包用ロープを準備する。

・農業用ビニールシート 5m×（ダンプカーの長さ×2）m

・ブルーシート 5m×5m

・梱包用ロープ 6～8mm×（ダンプカーの大きさにより確認）m 梱包用ロープはトラックシート固定用ゴムバンドを使用してもよい。なお、ゴムバンドは、埋却地で消毒後再利用する。

イ 殺処分後の家きん、汚染物品（飼料、卵等）の入ったフレコンバックの積み込み場所までトラックを移動させ、フレコンバックをローダー等を用いて積み込む。

ウ 開放型のトラックの場合、荷台にあらかじめ農業用ビニールシートもしくはブルーシートを敷いておき、フレコンバックを積み込んだ後、これらを用いて、フレコンバックをしっかり包み込み、さらに上からブルーシートで覆い、搬送中シートが風で飛ばないようにロープ等で固定する。この際、シートの端は荷台内に押し込む。

エ トラックの車体及びシート全体を動力噴霧機で消毒する。

オ 汚染ゾーン外で、再度、車両のタイヤ回りを消毒後、濡れタオルで、サイドミラー及びフロントガラスを拭く。

### ② 汚染物品（家きんの排せつ物、たい肥等）の搬送作業

ア 家きんの排せつ物やたい肥の場合は、作業前に飛散防止を目的に消毒液を十分噴霧する。

イ 汚染物品をダンプカー等へ積み込む場合は、荷台にブルーシートを敷き（最後に汚染物品を覆うことができるようにブルーシートは、長めに裁断し余分な部分は、トラックの移動の邪魔にならないよう荷台の前後に固定する。）、汚染物品が飛散しないよう注意しながら積み込み（家きん排せつ物の場合は、積み込んだ後再度表面を消毒する。）、ブルーシートでしっかり包み込み、ロープ等で固定する。

ウ トラックの車体及びブルーシート全体を動力噴霧機で消毒する。

エ トラックの汚染ゾーン外での扱いは、①のオと同様。

### ③ 焼却施設、化製処理施設への搬送作業

ア 殺処分後の家きん、汚染物品（飼料、卵等）の入ったミッペールの積み込み場所までトラック（ウイング車）を移動させ、ミッペールを積み込む。（ミッペールは

積み込み前に消毒薬で十分消毒したあと、乾いたタオルで拭き取る。）

- イ トラックの車体を動力噴霧機で消毒する。
- ウ 焼却・化製処理施設入口にて運搬車両を消毒する。
- エ 運搬物を降ろす時も、ミッペールの外装を十分消毒し、他の焼却ゴミと接触することがないように運搬する。
- オ 焼却・化製処理後は使用した車両及び資材（パレットなど）は直ちに消毒する。  
（一連の作業が終了するまで家畜防疫員が立会う。）
- カ 汚染ゾーン外での扱いは、①のオと同様。

※ 焼却施設等には、施設入り口付近と荷物積卸し場所の2箇所に動噴を準備する。

## 第11 動員者のサポート

### 1 役割

動員サポート班は、現地対策本部に設置され、動員者支援、受付会場の運営、現地テント運営、防疫班との連絡調整を行い、主に防疫措置に従事する動員者等のサポートを担う。原則として発生農場内には立ち入らない。

### 2 動員サポート班の組織

動員サポート班は、企画係、受付会場係、現地テント係で構成され、普及センター所長が動員サポート班長、普及センター各課長が副班長となる。動員サポート班は、普及センター職員及びその他派遣された動員者（以下「サポート班職員」という）で編成する。

必要に応じ、他所の普及センター職員や支庁・振興局の当該普及センター以外の職員等にサポート要員として動員要請する。また、防疫従事に動員された一般職員等から配置する場合もある。

表13 動員サポート班の係編成と業務内容

班名	係名・担当名	業務内容	
動員サポート班	班長（所長）	全体総括	
	企画係	副班長兼連絡調整担当	企画班総括と連絡調整、サポート班編成、現地対策本部現地企画班へのけが急病等の報告
		動員割振担当	・動員者の名簿の確認、配布、報告 ・けが、急病等報告（現地対策本部へ）
		人員搬送担当	・宿泊先の手配調整 ・宿泊者名簿の作成 ・宿泊施設からの送迎バスの手配調整
		食料確保等担当	・動員者の弁当、飲み物等の手配と配送 ・現地テント内資材の確保 ・現地対策本部事務所設置支援
		宿泊施設受付担当	・宿泊施設での受付、説明
	受付会場係	副班長	受付会場サポート係総括、企画係へのけが急病等の報告
		連絡調整担当	・現地対策本部、企画係、現地テント係間における連絡調整
		駐車場担当	・受付会場の駐車場管理と車両誘導 ・受付会場への誘導
		受付送迎担当	・受付会場での受付 ・希望者の健康相談所への誘導 ・現地への誘導、送迎バスの運行管理 ・更衣補助 ・宿泊施設への誘導
現地受付誘導担当		・現地での受付と再班編成、誘導 ・動員者への作業内容説明・弁当、飲み物、必要資材の確保と撤収 ・ゴミ処理	



		安全・衛生管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが、急病等発生時の対応</li> <li>・けが、急病発生報告書の作成</li> </ul>
現地テント係		副班長	現地テント係総括、受付会場係へのけが急病等の報告
		連絡調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部、企画班、受付会場間における連絡調整</li> </ul>
		現地テント担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地テントでの受付と誘導</li> <li>・動員者への作業内容説明、交代指示</li> <li>・更衣補助</li> <li>・現地発生農場への誘導</li> <li>・弁当、飲み物、必要資材の確保と撤収</li> <li>・ゴミ処理</li> </ul>
		安全・衛生管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが、急病等発生時の初期対応</li> <li>・受付会場サポート係への連絡・相談</li> </ul>

### 3 動員サポート班の担当業務と体制

#### (1) 編成の時期

当該家保から高病原性鳥インフルエンザの疑いで農場での簡易検査が陽性との連絡を受けた時点とする。

#### (2) 初動防疫準備

- ① 班長は、現地対策本部において開催される緊急防疫会議へ参加し、発生状況や役割分担、取組方法を確認する。

※ 緊急防疫会議：家保、発生市町村、管轄支庁・振興局等で今後の対応について検討する会議

- ② 動員サポート班の副班長は先遣隊に同行し、現地テント設置場所の選定等に立ち会う。現地テント設置場所の選定に当たり、地権者等への確認が必要になる場合には市町村と連携して行う。

また、数名の班員で、発生農場のテント設営準備や設営時に同行し、設置場所の確認、必要資材（防疫資材、ストーブ等）、搬入方法等を確認する。

##### ア 企画係における対応

県対策本部動員班と連携し、動員者の手配のサポート、弁当等の手配を行う。現地テント内必要資材の確保は、県対策本部資材班及び現地対策本部資材班と連携して行う。

##### (ア) 業務

- a 動員サポート班の編成
- b 疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班のための事務所の提供、設置支援
- c 動員者の確認やサポート補助員の手配等
- d 弁当、飲み物等の手配
- e 必要資材の確保
- f 受付会場から現地テントまでの送迎バスの確保調整
- g 宿泊施設の確保と部屋割作成調整
- h 宿泊施設での受付、誘導
- i 宿泊施設から現地までの送迎バスの確保調整
- j けが、急病等の報告

k その他

(イ) 業務内容

a 動員サポート班の編成

当該家保から農場での簡易検査が陽性との連絡があった場合には、普及センター職員を招集し、動員サポート班（企画係、受付会場係、現地テント係）の編成を行う。

b 疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班のための事務所の提供、設置支援  
(a) 普及センター内に疫学調査班、発生状況・清浄性確認検査班のための部屋を確保する。

(b) 電話及びファクシミリ等を設置する。

- ・ 電話機は3台で、センター内の内線に対応すること。
- ・ ファクシミリは、センターとは独立した回線とする。
- ・ サポート班の携帯電話を4台確保する。
- ・ 県庁LANに接続する。

※ 電話機及びファクシミリ機は、営繕課（0985-26-7197）に手配先を依頼する。

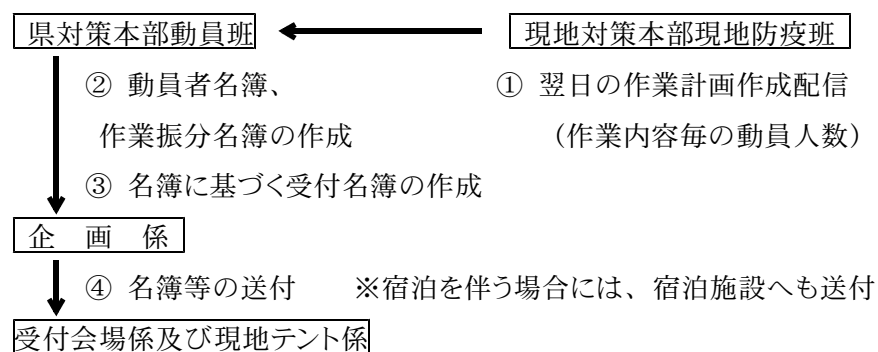
※ LANケーブルの増設工事は、情報政策課（0985-26-7046）行政情報化システム担当に依頼する。

(c) 疫学調査や特例協議に係る農場立入等、現地対策本部事務所に必要な防疫資材等の保管場所を確保する。

c 動員者の調整やサポート補助員の手配等

(a) 動員者名簿及び作業振分名簿、受付名簿の確認及び送付

県対策本部動員班が作成した動員者名簿及び名簿に基づく受付名簿、作業振分名簿を受け取り、確認するとともに、速やかに受付会場係及び現地テント係に送付する。

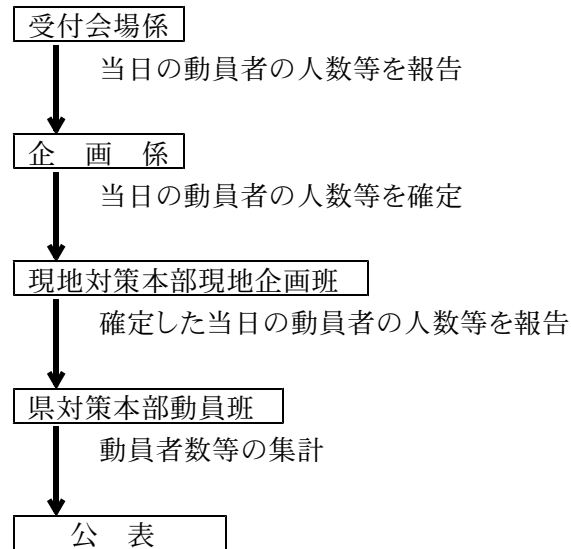


(b) 動員者名簿の報告

毎日、受付会場係からの報告に基づき、日々の動員者（人数・作業内容）を確定し、現地対策本部現地企画班を通じ、県対策本部動員班へ実績を報告する。

※ 報告期限については、県対策本部動員班の指示によるものとする。

また、動員者の人数等については、記者会見等で公表されるので正確に把握する。



(d) けが、急病者の報告

受付会場サポート係からけが、急病等の報告を受けた時は、速やかに現地対策本部現地企画班へ報告する。

また、場合によってはベット・担架等の準備を行う。

d 弁当、飲み物等の手配

(a) 弁当

- ・ 現地で配布する弁当は、動員者以外に、名簿に記載されていない健康調査班、市町村動員者、家畜防疫員、オペレータ等を市町村、現地対策本部に確認の上、手配する。
- ・ 注文個数はやや多めに手配し、殺処分作業に考慮したメニューの注文（鶏肉のおかずは避けるなど）に努める。

※ 動員者数が多い日及び作業場所が分散している日ほど多めに注文する。

(b) 飲み物

- ・ 缶コーヒー・お茶等の手配をする。
- ・ ペットボトル類については、飲みきりやすい350mlサイズを基本に手配する。
- ・ 発生時期が冬季の場合は暖かい飲み物、夏季の場合は冷たい飲み物の提供に配慮する。

(c) 糖分等の補給のための飲食物

湿度の高い家きん舎内での作業のため、気温の低い時期でも夏季に近い条件での作業となることから、発汗量やカロリー消費が多く、熱中症の危険性を伴う。このため、水分・糖分・塩分の補給を要するのでスポーツドリンク類を準備する。

(d) その他動員者の健康管理上必要と思われる飲食物類については、現地対策本部の判断により手配する。

※ 事前に対応ができる店舗等の名簿の作成や対応個数、配達可否の確認を行っておく。

e 必要資材の確保調整

(a) 動員サポート班で必要とする資材の調達は、現地の受付会場係及び現地テント係に必要資材等を聞き取り、現地対策本部資材班に要請する。

なお、急を要する場合には、受付会場係または現地テント係から現地対策本部資材班を通じ直接調達する。

(b) 普及センター内に疫学調査、発生状況・清浄性確認検査班が設置されることになるので、これらに必要な資材も現地対策本部資材班に要請する。

※ 現地で必要な資材

○受付会場

ホワイトボード3面以上+白板マーカー+字消し、時計、作業説明用の拡声器、コピー機、私物を入れる大き目の透明ビニール袋、長靴を止める洗濯バサミ、ガムテープ、マジック等筆記用具、キッチンペーパー、トイレトペーパー、汗ふきタオル、姿見（鏡）、救急箱、簡易ベッドなど

冬季：灯油ストーブと鍋（10セット以上）+給油ポンプ、燃料など

○現地テント

ホワイトボード3面以上+白板マーカー+字消し、時計、作業説明用の拡声器、私物を入れる大き目の透明ビニール袋、長靴を止める洗濯バサミ、ガムテープ、マジック等筆記用具、キッチンペーパー、トイレトペーパー、汗ふきタオル、救急箱、簡易ベッドなど

冬季：灯油ストーブと鍋（10セット以上）+給油ポンプなど

※ 緊急的な調達になる可能性が高く、通常の商品購入の手続きが調達後になる場合があるので、資材台帳を作成し、管理すること。

※ 現地テント内で使用する燃料等は現地対策本部資材班より調達する。

f 受付会場から現地テントまでの送迎バスの確保調整

受付会場から現地テントが離れている場合には送迎バスを使う。

(a) 県対策本部動員班宿泊・搬送係と連携して、市町村、農協、レンタル会社より確保する。なお、地元市町村等から送迎バスの協力が得られれば、そのリストを作成する。

(b) 運転手に運行日誌（運行時間等が掲載できる日誌）への記入を依頼する。

g 宿泊施設の確保と部屋割作成

宿泊が必要となる管外からの動員者については、県対策本部動員班宿泊・搬送係から動員者名簿を受け取り、宿泊先を確保する。その後、動員者の宿泊先及び部屋割り名簿を作成し、宿泊先及び受付会場係に配布する。さらに、運転手用の地図を作成し受付会場係に配布する。

(a) 管内の受け入れ可能な宿泊施設の把握とリスト表の作成

(b) 宿泊施設の備品（洗濯機、アメニティ等）の確認

(c) 宿泊施設における留意事項の確認

- ・ 宿泊施設における食事提供の有無
- ・ 夕食時間に間に合わない場合の対応方法
- ・ 宿泊施設は、大人数が宿泊可能な所を優先し分散はなるべく避ける。
- ・ 連日作業に従事するオペレーター等については、なるべく大部屋を避ける。
- ・ 宿泊施設の備品で、必要不可欠な物（シャンプー、石けん等）が備えられていない場合は用意する。なお、タオルや着替え等については、県対策本部動員班より事前に持参を周知する。

(d) 宿泊証明書を準備する。

h 宿泊施設での受付、説明

宿泊所において、部屋割名簿に基づき動員者の受付を行い、翌日の日程及び注意事項等の説明、あるいは出発時の点呼等を行う。

- (a) 宿泊設備及び注意事項の説明
- (b) 翌日の日程（集合時間・場所等）の説明
- (c) 出発時の点呼・誘導
- (d) 緊急時の対応

i 宿泊施設から受付会場までの送迎バスの確保調整

(a) 送迎バスが必要な場合は、県対策本部動員班宿泊・搬送係と連携して、市町村、農協、レンタル会社より確保する。

なお、地元市町村等から送迎バスの協力が得られれば、そのリストを作成する。

(b) 運転手に運行日誌（運行時間等が掲載できる日誌）への記入を依頼する。

j けが、急病等の報告

受付会場係から「けが、急病」発生の報告があった場合は、速やかに現地対策本部現地企画班に報告するとともに、受付会場サポート係が作成した「けが、急病発生時報告書」（様式6 203ページ）を送付する。

k その他

けが人、病人等の送迎の手配を行う。また、宿泊が必要な場合には個室を準備する等配慮する。

イ 受付会場係における対応

発生現場に設置した受付会場の運営管理などを担当し、受付会場管理責任者の指示のもと、動員者への円滑な情報伝達や動員者の効率的な誘導を行う。また、連絡調整担当を1名配置し、受付会場内だけでなく、現地対策本部、企画係、現地テント係間における連絡を密にする。

(ア) 業務内容事項

- a 受付会場での動員者の受入れ
- b 受付会場と現地テント間の送迎バスの運行管理
- c 受付会場内での進捗状況等管理
- d 防護服の更衣補助
- e 受付会場の管理運営
- f ゴミ処理
- g けが・急病者への対応
- h 宿泊施設への誘導

(イ) 業務内容

a 受付会場での動員者の受入

(a) 受付会場の駐車場の管理

- ・ 駐車場の開け閉め、駐車場への誘導、駐車場内での誘導
- ・ 送迎バスの乗降場所及び待機場所の確保

なお、現地市町村が窓口になっている場合には市町村と連携して対応すること。

- ・受付会場への誘導、場所や移動手手段等の説明
- (b) 受付会場での動員者の受入
- ・企画係が受け取った受付名簿をもとに、動員者の受付を行う。
- ※ 県庁等から受付会場間で送迎バスが運行される場合は、バス乗車時又は車内で受付を行う。
- ・ 現地受付会場に直接集合する動員者については、所属又は団体別に受付を行う。
- ※ 当日の人員の欠席・変更もあるので、余白に記入し企画係へ報告。
- ・ 現地テントへの出発前に動員者の1日の作業の流れと、案内掲示板、現場配置、昼食、バス送迎等の概要を説明する。
  - ・ 動員者数について、企画係を通して現地対策本部企画班へ報告するとともに、現地テント係にも連絡する。
- ※ 動員者の人数については、記者会見等で公表されるので正確に把握する。
- (c) 作業終了時の受付会場への誘導
- 受付会場で現地テント係と連絡を取り合い、受付会場等で待機しているバスを現地テントへ移動させ、動員者を受付会場へ誘導する。
- (d) 動員者数の確認及び報告
- ・ 動員者を受付名簿にて確認し、健康調査班による問診へ誘導する。
  - ・ 確認した動員者数をとりまとめ、動員数の実績として企画係へ報告する。
- (e) 送迎バスへの誘導
- ・ 動員者を送迎バスへ誘導する。バスへ乗る際に名簿での確認を行う。
- b 受付会場と現地テント間の送迎バスの運行管理
- 受付会場から現地テントが離れている場合には別途に仕立てた送迎バスを使う。
- なお、現地対策本部及び現地テント係と調整し、その運行管理を行う。
- また、事前に市町村等と送迎経路について打合せを行い、その地図を作成し運転手へ配布する。
- ※ 効率的に搬送するため作業班毎又はタイムスケジュールに従って動員者を誘導する。
- ※ 送迎バスの運行管理は、送迎バス運行（日誌）計画を活用する。
- c 受付会場内での進捗状況等管理
- (a) 受付会場内での情報提供
- ・ 企画係が配布した動員者名簿、作業振分名簿を目立つ場所に掲示する。
  - ・ 現地テント係が作成した現場見取り図を、受付会場に掲示する。
  - ・ ホワイトボード等に現地テント係から聞き取ったタイムスケジュール及び進捗状況を記載する。
- d 防護服の更衣補助
- 現地テントでは混雑が予想されることから、動員者は、現地受付会場での受付、問診後に防護服への着替えを行う。その際、保健所の指導の下、着替え作業の補助を行う。
- ※ 補助を行う係員は、動員者の防護服ヘラッカー等で記名をする際には、マスクをはめ、ラッカーに含まれる有機溶媒を吸引しないように注意する。

- e 受付会場の管理運営
  - (a) 受付会場の運営（暖房、弁当、飲料水等の提供）
    - 暖房（冬季）
      - ストーブの点火・消火の確認、ストーブへの給油
    - ※ 灯油は、現地対策本部資材班より供給を受け確保する。
    - 弁当
      - ・ 動員者が受け取りやすいように、弁当を所定の位置に配置する。
      - ・ 弁当ガラの分別、分別の必要性の有無、処理法を確認する。
      - ・ 弁当が不足する場合は、早めに企画係へ連絡する。
    - 飲料水等
      - ・ ホット飲料水の提供及び手配（冬季）
    - ※ 缶類の飲料水は、ストーブの上に水を張った鍋を置き、その中に入れておく。
    - ※ 給湯ポットやヤカンの設置（インスタント味噌汁、スープ類用）
      - ・ その他の飲料水は所定の位置に配置する。
      - ・ 空き缶・空きペットボトル等を分別する。
    - 糖分等の補給のための飲食物
      - 水分・糖分・塩分補給用のスポーツドリンク類は所定の位置に配置する。
    - 防護服の着替え等の補充
      - 防護服・マスク・手袋、ガムテープ、マジック、ゴーグル用曇り止め等の補充を行う。
    - 防護服等の在庫が不足する場合は、現地対策本部資材班に要請し供給を受ける。
  - (b) 受付会場の整理整頓
    - ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。
    - 所定の箇所及び適所にゴミ袋を設置する。
    - 喫煙スペースを設け、吸い殻・火の後始末を管理する。
  - (c) トイレの管理
    - し尿の処理については、し尿収集許可業者に収集を依頼する。（市町村が窓口となって収集してくれるケースもある）
    - トイレトペーパーの補充を行う。
    - トイレ掃除を外部に委託する。（1日数回）
  - (d) その他
    - 必要に応じて照明機材、発電機及びストーブ等の燃料の手配を行う。
- f ゴミ処理（一般廃棄物）
  - (a) 保管場所の設置及び整理整頓
  - (b) 一般廃棄物は、現地市町村の分別方法に従い分別を行い、現地市町村に回収を依頼する。
- g けが、急病者への対応
  - (a) 搬送車両の確保・搬送手配
  - (b) けがの程度に応じて救急車の手配を行う。
  - (c) けが・急病者の内容を企画係へ連絡する。
  - (d) 「けが、急病発生時報告書」（様式6 203ページ）を作成。（報告結果

は、再発防止対策に活用)

h 宿泊施設への誘導

- (a) 宿泊先及び部屋割名簿に基づき、動員者へ連絡するとともに運転手へ宿泊先を連絡する。場合によっては地図も配布する。

ウ 現地テントサポート係における対応

発生現場に設置した現地テントの運営管理などを担当し、発生農場防疫班長の指示のもと、動員者への円滑な情報伝達や動員者の効率的な誘導を行う。また、連絡調整担当を1名配置し、現地テント内だけでなく、現地対策本部、企画班、受付会場間における連絡を密にする。

(ア) 業務内容事項

- a 現地テントでの動員者の受入  
b 現地テントの管理運営  
c ゴミ処理  
d けが・急病者への対応

(イ) 業務内容

a 現地テントでの動員者の受入

- (a) 動員者が現地テントに到着した際には、受付を行い動員者の確認と人数の確認を行う。また、その内容をもとに発生農場防疫班長と班編成について協議する。

(b) 班編成及び班ごとの作業内容の説明

- ・ 企画係が配布した動員者名簿、作業振分名簿を目立つ場所に掲示する。
- ・ 現場見取り図を作成（AOサイズ 1189mm×841mm）し、企画係、受付テントへ送付するとともに、現地テントに掲示する。
- ・ 動員者に対し、仮設トイレや喫煙所等の配置などを説明する。
- ・ 防疫作業に従事する前に、発生農場防疫班長及び各防疫作業リーダーと連携し、班毎の作業内容を説明する。
- ・ 農場への出入りに係る等注意事項の説明を行う。

(c) 班毎の作業交代時間の指示

ホワイトボード等にタイムスケジュールを記載し、それに従い動員者に防護服等の着替え等の指示及び誘導を行う。

(d) 防護服の着替え等の補助

交代等で動員者が防護服等へ着替える際の補助を行う。

- ※ 補助を行う係員は、動員者の防護服ヘラッカー等で記名をする際には、マスクをはめ、ラッカーに含まれる有機溶媒を吸引しないように注意する。

(e) 作業終了時の受付会場への誘導

受付会場サポート係と連絡を取り合い、受付会場等で待機しているバスを現地テントへ移動させ、動員者を受付会場へ送り届ける。

b 現地テントの管理運営

(a) 現地テントの運営（暖房、弁当、飲料水等の提供）

○ 暖房（冬季）

ストーブの点火・消火の確認、ストーブへの給油

- ※ 灯油は、現場の資材班より供給を受け確保する。



- 弁当
  - ・ 動員者が受け取りやすいように、弁当を所定の位置に配置する。
  - ・ 弁当ガラの分別、分別の必要性の有無、処理法を確認する。
  - ・ 弁当が不足する場合は、早めに企画班へ連絡する。
- 飲料水等
  - ・ ホット飲料水の提供及び手配（冬季）
- ※ 缶類の飲料水は、ストーブの上に水を張った鍋を置き、その中に入れておく。
- ※ 給湯ポットやヤカンの設置（インスタント味噌汁、スープ類用）
  - ・ その他の飲料水は所定の位置に配置する。
  - ・ 空き缶・空きペットボトル等を分別する。
- 糖分等の補給のための飲食物
  - 水分・糖分・塩分補給用のスポーツドリンク類は所定の位置に配置する。
- 防護服の着替え等の補充
  - 防護服・マスク・手袋、ガムテープ、マジック、ゴーグル用曇り止め等の補充を行う。
- 防護服等の在庫が不足する場合は、現地対策本部資材班に要請し供給を受ける。
- (b) 現地テントの整理整頓
  - ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。
  - 所定の箇所及び適所にゴミ袋を設置する。
  - 喫煙スペースを設け、吸い殻・火の後始末を管理する。
- (c) 仮設トイレの管理
  - 仮設トイレ及び手洗い用排水タンクの管理を行う。なお、し尿の処理については、し尿収集許可業者に収集を依頼する。（市町村が窓口となって収集してくれるケースもある）
  - 手洗い用タンクへの給水、トイレトペーパーの補充、消臭剤の手配を行う。
  - トイレ掃除を外部に委託する。（1日数回）
- (d) その他
  - 必要に応じて照明機材、発電機及びストーブ等の燃料の手配を行う。
- c ゴミ処理（感染性廃棄物、一般廃棄物）（主に現地テント担当で対応）
  - (a) 保管場所の設置及び整理整頓
  - (b) 感染性廃棄物（防護服等）は、現地対策本部資材班に依頼する。
  - (c) 一般廃棄物は、現地市町村の分別方法に従い分別を行い、現地市町村に回収を依頼する。
  - (d) 動員者の手洗い・うがい用排水タンクがいっぱいになったら、産業廃棄物業者に収集を依頼する。（市町村又はし尿収集許可業者に相談する）
- d けが、急病者への対応（連絡調整担当：1名）
  - (a) けが・急病者の内容を受付会場サポート係へ連絡する。
  - (b) 搬送車両の確保・搬送手配、また、けがの程度に応じて救急車の手配を受付会場サポート係へ依頼する。

## エ 自衛隊動員者への対応

自衛隊動員者については、現地での連絡調整等、基本的には現地対策本部自衛隊現地対策班が実施する。また、自衛隊へは、事前に防護服、スリッパ等は支給されているが、作業開始前に必要な資材の長靴、ガムテープ、マジック、くもり止め、靴下（一部つなぎ）、飲み物（弁当は不要）は別々にサポート班で準備しておく。

現地で自衛隊と直接調整が必要な場合には、自衛隊の連絡要員（小隊長クラス）と行う。

## 第12 評価

---

### 1 基本方針

- (1) 患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて産出する。）を加算した額とし、採卵鶏の場合は、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家畜防疫員（または評価人）は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

（根拠法令）

- へい殺畜等の所有者に対する手当金

家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定

- 家畜の死体又は物品の焼・埋却に要した費用に係る国の交付金

同法第21条第1項又は第23条第1項の規定

- 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則及びへい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程

（評価の基準日）

- 疑似患畜

家畜伝染病予防法第58条第1項第3号の規定により、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の4/5を手当金として、また同条第2項第2号の規定により疑似患畜となる前における家畜の評価額の1/5を特別手当金として所有者に対して交付する。このため、当該家畜の評価日は、疑似患畜と判定した日（直前）を基準とする。

### 2 作業手順

#### (1) 評価人の選定

- ① 家畜防疫員（家保職員）
- ② 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事する者（市町村職員）
- ③ 地方公務員以外の者で畜産業に経験のある者（養鶏関係団体職員）のうちから、それぞれ1名以上選定する。

評価係は、3名1組（評価人2名と記録1名）を一班として経営規模の大小に応じて班数を増減する。

#### (2) 評価

評価の基準日が疑似患畜確定日であることから、確定後速やかに農場に立ち入り評価を開始する。

なお、発生農家の疫学調査で得た情報を活用しながら畜主の立会のもとで評価を進める。また、畜主に評価の根拠となる証拠書類（表14 136ページ）の提供を求める。

汚染物として評価する物品は、通し番号（1, 2, 3・・・）を附し、そうでないものと区別するため標識する。

評価が終了したら、畜主に調査した家きん羽数及び汚染物品の種類・数量を確認する。その場で、確認ができない場合は、後日畜主と連絡をとり必ず確認する。

#### ① 評価対象

##### ア 家きん

###### (ア) 疑似患畜確定時の家きん羽数（評価羽数）

評価に先立ち畜主に評価羽数の根拠となる購入伝票等の提出を求め、飼養羽数の確認を行う。

実際の羽数確認は、殺処分した家きんをビニール袋に5羽もしくは10羽入れ、フレコンバク等に投入する際にビニール袋数をカウントし記録する。なお、焼却処分の場合には感染性廃棄物専用容器に処分家きんを10羽づつ入れ、その容器の数をカウントし記録する。

##### イ 汚染物品

###### (ア) 家きん卵

疑似患畜確定時に農場内に存在する全ての家きん卵の数量を確認し、写真撮影する。また、既に農場から持ち出された家きん卵（病性判定日から遡って7日目の日前に集卵され区分管理されていたもの、GP センター（液卵加工場を含む）等で既に食用に処理されていたもの及び種卵を除く。）も数量の確認を行う。

###### (イ) 種卵

疑似患畜確定時に農場内に存在する全ての種卵の数量を確認し、写真撮影する。また、既に農場から持ち出され、ふ卵場等にある種卵（病性判定日から遡って21日目の日前に集卵され、区分管理されていたものを除く。）も数量の確認を行う。

###### (ウ) 飼料

疑似患畜確定時に残った飼料の数量を確認する。

- a 飼料タンク：疑似患畜確定時のタンク残量を写真撮影し、給餌量及び伝票等により推定する。
- b 紙袋飼料：商品名、包装単位及び数量を記録。写真撮影する。
- c その他：飼料添加剤等の商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

###### (エ) 医薬品

商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

農場に設置してある要冷蔵の医薬品等については、使用期限や開封の有無などを確認し、未開封で外装が消毒可能な物は消毒して農場から搬出する。

制限解除までに使用期限が切れる物や、開封済みの物は汚染物品として廃棄する。

なお、農場の冷蔵庫は、ウイルスを長期間生存させる危険性があることから、医薬品等を搬出・廃棄した後電源を切り、庫内を消毒液で拭き取り後、扉は開けたままにしておく。

###### (オ) その他

たい肥（商品として処理されたもの）の写真撮影。

注）畜産資材等は、消毒不可能なものは評価するが、消毒可能なものは評価の対象としない。

表14 家きん評価のための証拠書類一覧

経営形態	管理台帳	家きん卵 在庫表	家きん卵 出荷伝票	購入伝票
肉用鶏農場	○			○
採卵鶏農場	○	○	○	○
種鶏農場	○	○	○	○

注) 購入伝票は、ひな、飼料、医薬品、敷料等

② 記録方法

ア 証拠書類は、評価の根拠となるので畜主に大切に保管するように指示する。

証拠書類としては、家きんでは家きん購入伝票（領収書）等。また、物品は物品購入伝票（領収書）等。

③ その他

評価に当たってはウイルスの散逸防止に細心の注意を払うとともに農場で使用した評価用紙等は、汚染されているので、必ず消毒して持ち出す。

(3) 手当金支援

評価班長は、発生農場で得た家きん羽数や汚染物品の種類・数量のデータ及びその証拠書類を持ち帰り整理し集計表に入力をする。整理されたデータは証拠書類とともに農場毎に区分したファイルに紙ベースで保管し、これらを基に、と殺指示書やへい殺畜等手当金交付申請書等を作成する。作成された関係書類については、県対策本部手当金支援係に進達し内容を精査し、国へ申請を行う。

○交付金申請書等の種類

- ①へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付申請書（家伝法規則様式第1号）
- ②埋却証明書（家伝法規則様式第3号）
- ③動物評価意見具申書（家伝法規則様式第4号）
- ④物品評価意見具申書（家伝法規則様式第6号）

3 資材

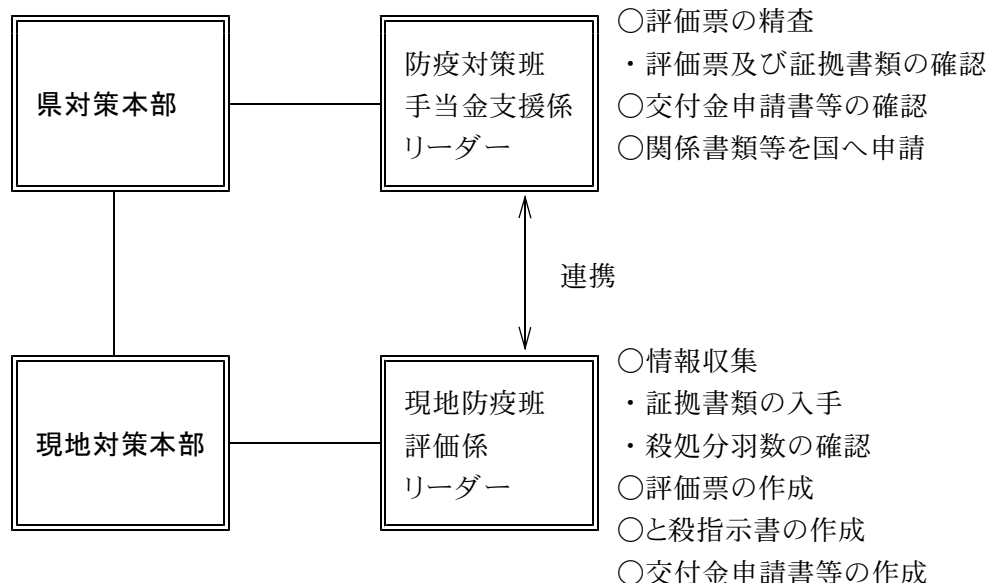
評価業務で農場に立入際に携行する資材を以下に示す。

チェック	品 名	チェック	品 名
	防護服、ゴム長靴		ナンバリングタグ
	マスク、ゴーグル、ゴム手袋		評価調査表（耐水紙）
	デジタルカメラ（防水仕様）		懐中電灯
	画板		携帯電話
	筆記用具		

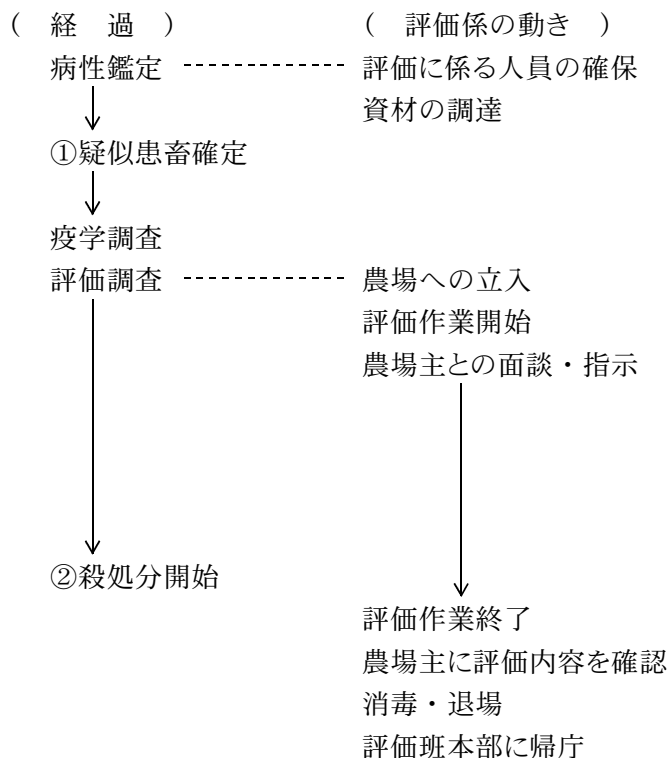
注) 農場から持ち出す資材は、消毒する必要があるので防水・耐水仕様のものが良い。

#### 4 評価に係る留意点

##### <評価班の組織図>



##### 評価のタイムスケジュール(参考)



## 家きんの評価額の算出方法

### 1 肉用鶏

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格+肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

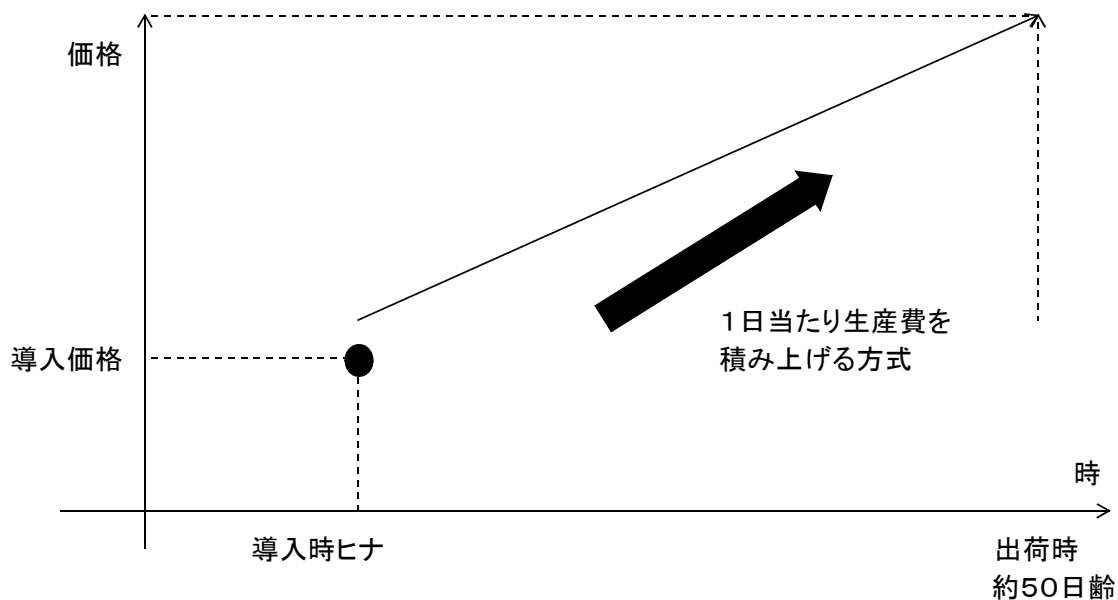
#### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏（ブロイラー）を出荷時（50日齢）で評価

導入価格（1日当たりの生産費×育成日数）  
75円（肉用鶏初生ひな平均購入価格）+9円（H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均）× 50日 = 525円

#### 肉用鶏(ブロイラー)



## 2 採卵鶏

### 【産卵能力の最盛期まで】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格+育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

#### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

### 【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

#### (2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

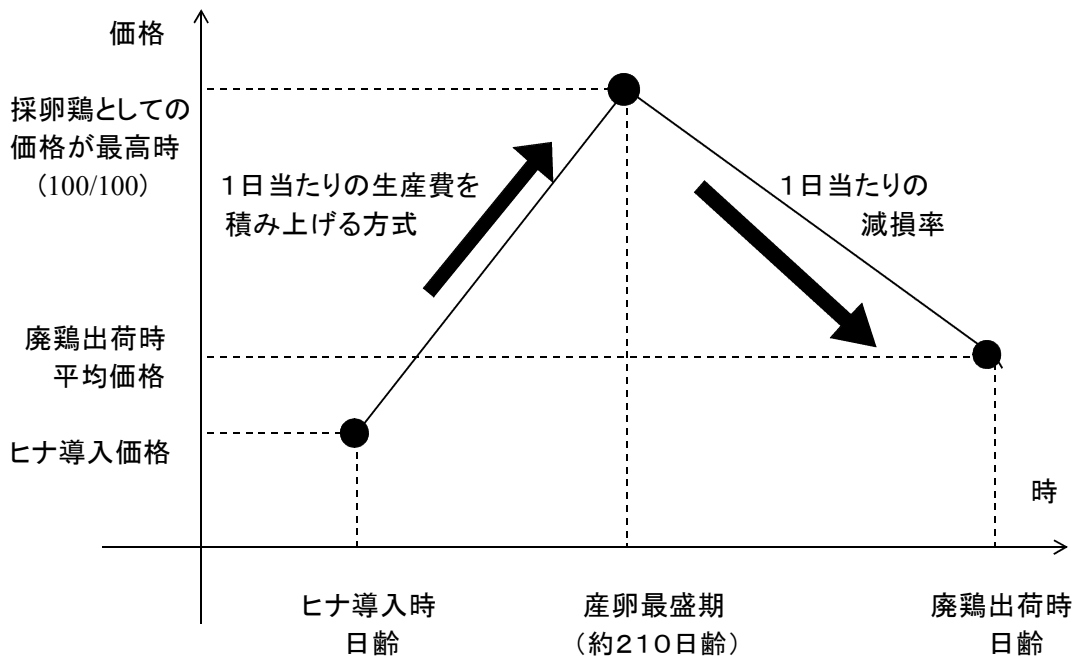
- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。  
素畜の導入価格+産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）  
なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。
- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。  
 $(\text{産卵最盛期価格} - \text{廃鶏出荷時平均価格}) \div (\text{廃鶏出荷平均日齢} - \text{産卵最盛期の日齢})$   
なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

### 【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

導入価格（120日齢）（1日当たりの生産費×育成日数）  
933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）+6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）×（210日－120日）＝ 1,473円



採卵鶏



※本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に県独自が算定する直近年度のものとし、県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

## 第13 疫学調査

### 1 班編成

国の疫学調査チームに加わり、発生原因の特定等を行う疫学究明班を県対策本部に設置する。

また、発生農場における家きん、人（獣医師、技術員、捕鳥業者等）及び車両（集卵車、飼料運搬車両、死亡家きん回収車両、たい肥運搬車両、ガス運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに感染したおそれのある家きんに関する調査を実施し、疫学関連家きん飼養農場を特定する疫学関連調査班を現地対策本部に設置する。

疫学究明班：班長は宮崎家保病性鑑定課の病態解明担当リーダーとし、発生地家保の家畜防疫員1名を班員に必ず入れる。その他必要に応じ畜産職職員2名程度と宮崎大学教諭で構成し、国派遣専門官のチームに加わる。

疫学関連調査班：班長は未発生地家保の防疫課長とし、その家保の家畜防疫員を中心に、必要に応じ畜産職職員3名程度を加える。

※ 疫学関連調査班は発生状況により複数箇所に設置できるものとする（必要に応じて発生市町村に近接の普及センターや未発生家保等に設置する。その場合LANの設置や電話の増設が必要な場合は情報政策課へ依頼する。）

### 2 疫学究明班

(1) 役割：国の疫学調査支援及び疫学関連調査班との連携

- ・HPAI発生が確定したら、国の指示に基づき、防疫措置を開始する前に発生家きん舎の環境拭き取り検体、死亡家きんのスワブ検体等を採取し、国の指定する検査・研究機関へ送付する。
- ・農場立入りを実施した家畜防疫員による発生農場の疫学調査を引き継ぎ、更に詳細な発生農場の現地における疫学調査を実施する。
- ・国が派遣する疫学調査チームに同行し、発生農場における原因究明を行う。
- ・疫学関連調査班への指示及び疫学情報の伝達を行う。
- ・得られた情報を基に発生原因の情報収集、分析を行い、農場への侵入経路の究明を行う。
- ・班は県対策本部に属するが、必要に応じ適切な場所に拠点を置き運営する。

(2) 必要資材等

- 車両1台（畜産振興課兼用）、携帯電話
- 必要に応じファクシミリ、パソコン（班員数）
- 防疫資材については家保で準備し、班員である家畜防疫員が携行する。

(3) 聴き取り方法

農場立入りを実施した家畜防疫員が指針様式4-2（219ページ）により聞き取った内容に基づき、項目毎に農場疫学調査票（様式8-1 205～206ページ）に沿って農場主に聴き取り調査する。また、当該農場のほか疑似患畜となりう

る疫学的関連のある農場についても調査する。

聞き取り方法の詳細は 3疫学関連調査班（3）聞き取り方法と同様とする。

さらに、感染経路の検証のため、以下を聞き取る。

- ・近隣農場との大まかな距離
- ・農場周辺の水きん類の飛来している池等の有無や農場との位置関係
- ・農場内外で見かける野生動物の種類や頻度
- ・その地、当該地域での国際大会、海外からのスポーツキャンプ等の有無

### 3 疫学関連調査班

(1) 役割：疫学関連家きん飼養農場の抽出と移動制限の指示、その後の例外協議の運用

・農場立入りを実施した家畜防疫員からの情報（指針（様式4-2）219ページ）及び疫学究明班からの情報（様式8-1 205～206ページ）をもとに、発生農場（疫学的関連のある農場も含む）の疫学情報を整理し、必要により電話又はファクス等で農場主又はインテ等から聞き取りを補完的に実施する。

・得られた情報に基づき関連業者等へ聞き取り調査を実施し、疫学関連家きん候補農場※のリストアップを行う。

※注：発生農場と何らかの関連は認められたが、その農場で飼養する家きんが、疫学関連家きんであるか否か判断される前の段階の農場

・調査の結果、疫学関連家きん候補農場が移動制限・搬出制限区域外に存在することが判明した場合には、直ちに当該農場へ移動の自粛を連絡とともに、防疫対策班に連絡する。

・疫学関連家きん候補農場に立入し、発生農場との関連の有無や関連の程度を調査するとともに、臨床症状の確認（場合によっては簡易検査）を行う。

・国との協議の結果、疫学関連家きん農場となった場合は、移動制限指示書（様式9-1 209ページ）を交付する。また、移動制限解除となった際は移動制限解除の通知書（様式9-2 210ページ）を交付する。

・調査で得られた疫学情報は必要に応じて疫学究明班へ報告する。

(2) 必要資材等

専用車両2台、動力噴霧機1台（車両消毒設備がない事務所に設置した場合）、電話機、ファクシミリ、パソコン（班員数）、防疫資材（防疫服、エンカン服、長靴、使い捨て帽子、使い捨て手袋、タオル、バケツ、ブラシ、ビニール袋、コンテナ、簡易消毒機、消毒薬、プラスチック画板、ボールペン、デジタルカメラ、携帯電話、ボイスレコーダー）

※ 資材の購入については現地対策本部資材班に依頼する。

(3) 聞き取り方法（疫学究明班と共通）

通報から2時間以内に農場立入りを実施した家畜防疫員が指針様式4-2（219ページ）により聞き取った内容及び疫学究明班が様式8-1（205～206ページ）により聞き取った内容に基づき調査する。

発生農場（疫学的関連のある農場を含む）の疫学情報に不足分があれば補足的に調査を実施する。このとき、疫学関連調査班は発生農場（疫学的関連のある

農場)には立ち入らず、電話、FAX等により調査する。

また、疫学関連調査班は疫学関連家きん候補農場に立ち入り、様式8-2(207~208ページ)を用いて調査し疫学関連家きんであるか否かの判定を行う。

家きんの出荷、導入、飼料、敷料、薬剤、添加物、畜産資材の購入履歴、飲用水の種類と消毒の有無、排せつ物の処理方法(堆肥)、人(獣医師、指導員、薬品会社販売員等)、車両(飼料運搬車両、堆肥運搬車両、敷料輸送車両、診療車、死亡家きん回収車両、家きん運搬車両、集卵車等)の農場内への出入り状況についてさらに詳しく聞き取る。(疫学究明班と情報を共有し、畜主からの聞き取りが重複しないように注意する。)

農場見取り図には、家きん舎、飼料倉庫、飼料タンク、敷料置き場、堆肥置き場、倉庫、管理休憩室、車庫、自宅等を記入のほか、飼養者の動線、来場する車両の進入する経路、場所についても朱書き矢印で記録する。

聞き取りは農場主の感情に十分配慮し、その内容については後日事実確認する際、トラブルが発生しないよう、可能な限り農場主に確認を依頼する。

※ 指針様式4-2(219ページ)に基づき、項目毎に21日間遡って、関連する農場リストを作成し、家きんの健康状態を確認する。人関連の動きについては特に発生農場前後の訪問先について入念に聞き取りを行う。

#### ① 飼料

購入飼料は、タンク用バルク車によるものか、紙袋購入かを聴取する。

飼料購入会社から輸入港、輸入業者、輸送会社を聴取する。購入農家リストを入手し、疫学的に関連のある農場については立入を行うか、あるいは電話により家きんの異常の有無を確認する。

#### ② 人

本人、家族、従業員の海外渡航歴、外国からの郵便、荷物の受け取り、県内外からの来客、見学者の受入、海外からの来客、研修生の受入、外国人従業員等についても聞き取りを行う。

##### ア 獣医師

診療車の進入経路、診療した場所等を聴取する。

##### イ 畜産関係者(指導員等)

農場内進入経路、行動エリア等を聴取する。

##### ウ 死亡家きん回収業者

農場内への車両の進入状況と進入前の車両の消毒方法、死亡した家きん舎から家きん舎外への死亡家きんの搬出方法、車両への積み込み方法を聴取し、発症した家きんとの関連を調べる。

##### エ その他

農場作業従事者の養鶏部会、区・班等の会議の有無、出席状況、参加者名簿を確認する。また、お互いの行き来の状況を聴取する。

そのほかに衛生管理区域内に立ち入った者がいれば聴取する。

#### ③ 車両

車両全般に衛生管理区域に入るときの消毒の有無・方法・動線を聞き取る。また、飼料運搬車、死亡家きん回収車両については、日常的な消毒(一日の業務終了後の消毒)についても聞き取る。

ア 飼料運搬車両（紙袋、タンク）

運搬車両ナンバー、運転手毎の病性判定日から遡って過去21日間の1日ごとの輸送ルートを送料会社あるいは運送会社に提出を依頼する。会社が県外の場合は、当該県へ調査を依頼する。ルートに県外の農場が含まれる場合は動物衛生課を通じて当該県に情報を提供する。

イ 敷料運搬車両

運搬車両ナンバー、運転手毎の過去21日間の1日ごとの輸送ルート（農場）を送料会社あるいは運送会社に提出を依頼する。

ウ 診療車

獣医師から過去21日間に診療した農場の名簿を入手し、立入あるいは電話により家きんの異常の有無を確認する。

エ 自動車及び農機具等

他の農家への貸出、運転手の依頼等について調査する。

オ 死亡家きん回収車両

死亡家きん回収業者から過去21日間の立入状況について名簿を入手し、立入あるいは電話により家きんの異常の有無を確認する。

④ 家きんの移動等

ア 家きんの移動について

過去21日間の移動先農場、導入元農場の調査を行う。

イ 食鳥処理場について

食鳥処理場あるいは食肉衛生検査所から、発生農場の出荷日から過去21日間に食鳥処理場に出荷をしている農場の名簿を入手し、全ての農場主に家きんの異常の有無を確認する。

⑤ その他

ア 修理業者

農場に出入りした修理業者について立入した範囲や農場に入る前の消毒方法の確認をおこなう。また当該業者が過去21日間に立ち入った畜産関係施設のリストを入手する。

イ 堆肥

販売先と搬送方法（自家用車・取りに来る等）について聴取する。  
共同堆肥舎の利用の有無を確認するとともに、関係者リストを入手する。

(4) 立入調査

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(3) の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止する。

疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 防疫指針第5の2の(1)の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

#### ② 低病原性鳥インフルエンザの場合（参考）

(3)の調査の結果、次のアからウにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん

ウ 防疫指針第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

#### (5) 例外協議

疫学関連家きん飼養農場についても、国との協議により家きん、家きん卵、種卵、死亡家きん、敷料等を例外措置により移動させることが可能となるため、県本部と連携し例外協議の運用のための農場における検査や確認、移動の指示書交付等を行う。

## 4 国との連携

(1) 動物衛生課に設置される国の疫学調査チームに情報提供し、また連携して疫学調査に当たる。なお、疫学究明班長は疫学調査チーム員として、疫学調査に協力する。

(2) 疫学関連調査班は、調査の中で疫学関連が疑われる農場が判明した場合、県対策本部に情報を提供し、県対策本部と動物衛生課が協議の上、疫学関連家きんにするかを決定する。

## 第14 発生状況・清浄性確認検査

---

### 1 農場到着から退場までの注意事項

#### (1) 農場到着時の注意事項

- ① 先ず検査対象農場かどうかの確認を行う。
- ② 車を農場敷地内に入れない。(敷地入口までとする。)
- ③ 農家の承諾無く、勝手に敷地内に入らない。農場主が不在の場合には、あらかじめ準備された巡回調査表に示された連絡先に電話して問い合わせる。

#### (2) PPEを着用後、下記事項について、農家に聴き取りを行う。

- ① 飼養状況、異常家きんの有無等について、発生状況・清浄性確認検査用紙(様式10 211ページ)に基づく聴き取り。
- ② 関連農場の有無を確認し、発生農場と関連があれば疫学関連調査班に連絡する。

#### (3) 消毒セット(バケツ、ブラシ、消毒薬)を持って農場内に立入る。

- ① 消毒薬を作成する。
- ② 農場に設置してある踏み込み消毒槽か、作成した消毒薬で長靴(ブーツカバー着用)を消毒後、農場に入る。

#### (4) 農場退場時の注意事項

- ① 発生状況・清浄性確認検査用紙(様式10 211ページ)および材料採取リスト(様式11 212ページ)の記載事項と検体を確認する。
- ② 長靴(ブーツカバーを着けたまま)を消毒した後にブーツカバーを外す。
- ③ 防護服の脱衣は農場外にて行う。まず防護服を裏返しになるように脱ぎ、その中にゴーグル、マスク、手袋等を入れ、チャックをすることにより封をし、小さくまとめてビニール袋(90L)に入れ持ち帰る。
- ④ カゴに検体、採材資材等を入れ、カゴをビニール袋で包み、外側を消毒する。
- ⑤ 車体を噴霧器で消毒する。(タイヤや泥受けはブラシで磨く。)
- ⑥ 長靴を消毒する(カバーに穴が空くことがあるので特に靴裏をチェックする。)
- ⑦ バケツや噴霧器自体も消毒する。

#### (5) 消毒ポイントを通り、集合場所へ戻ったら、受付に材料採取リストと検体を渡し、チェックを受ける。

### 2 検査の種類

#### (1) 発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜と判定後、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場(家きん100羽以上、だちょうは10羽以上を飼養する農場に限る。空舎の農場を除く。)に立ち入り、全家きん舎の臨床検査を行うとともにウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

#### (2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の

防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

### 3 検査及び採材方法

#### (1) 臨床検査

観察は、家きん舎出入り口等の（原則）外側から入念に行う。

#### (2) ウイルス分離検査及び血清抗体検査

##### ① 検査対象

ウイルス分離については、家きん舎ごとに5羽（死亡家きん3羽と生きた家きん2羽）を検査する。なお、死亡家きんについては、明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものは除く。

また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから5羽を選択し、同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きん5羽から採材する。

血清抗体検査については、家きん舎毎に生きた家きん5羽から採材する。

##### ② 捕鳥、保定

捕鳥、保定は農場従事者をお願いし、保定と採材は原則として、家きん舎の出入り口付近で行う。

##### ③ 採材

###### ア 気管スワブ・クロアカスワブ（氷冷輸送）

気管スワブ、クロアカスワブの順に1本の綿棒で採取し、5羽分のスワブ5本を1本のPBS入りチューブにプールする。

###### イ 血液（常温輸送）

生きた家きんから注射器で約2～3mℓを採血し、1羽毎に真空採血管に入れる。



## 高病原性鳥インフルエンザ検査材料採取における注意事項(動員者用)

### 1 器具・機材・・・持って行くものをチェックする。

<input type="checkbox"/> 防疫服 (タイバック等)	<input type="checkbox"/> アルコール綿花	<input type="checkbox"/> ボールペン
<input type="checkbox"/> 手術用薄手手袋	<input type="checkbox"/> 針付シリンジ(23G・2.5ml)	<input type="checkbox"/> マジック
<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 真空採血管 (血液)	<input type="checkbox"/> 調査票
<input type="checkbox"/> ゴーグル	<input type="checkbox"/> 使用済み針入れ	<input type="checkbox"/> バインダー
<input type="checkbox"/> キャップ	<input type="checkbox"/> 試験管ラック	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ブーツカバー	<input type="checkbox"/> スミロンチューブ 15ml用 (PBS)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 長靴	<input type="checkbox"/> 綿棒 (小)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 消毒薬 (パコマ)	<input type="checkbox"/> ヒストバック (氷入り)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> ビニール袋 (90Lサイズ) 3枚	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ブラシ	<input type="checkbox"/> ビニール袋 (小)	<input type="checkbox"/>

### 2 聞き取り調査

検査用紙に従い、記入してください。(できるだけ詳細に記入をお願いします。)

異常家きんなど気づいたことがあれば、家保に病性鑑定依頼をしてください。

### 3 検査材料・・・採取した血液では抗体検査、スワブではウイルス分離検査を行います。

- ・血液 : 2~3mlをシリンジで採取後、真空採血管に注入保存。
- ・気管スワブ : 綿棒を気管に挿入、数回前後させスワブを採取し、スミロンチューブに封入
- ・クロアカスワブ : 綿棒によりクロアカスワブを採取し、スミロンチューブに封入



翼静脈からの採血



気管スワブの採取



クロアカスワブの採取

<血液>



ナンバリングはフタの側面に  
[農場番号-検体番号]

シリンジを採血管に刺して血液を移す

採血管を試験管立に立てる  
(クーラーに入れず常温で保存)

<スワブ>



ナンバリングはフタの上とチューブの側面  
[農場番号-家きん鶏舎番号] を記入

5羽分の気管スワブとクロアカスワブをスミロンチューブに入れる (綿棒の長さを調整して収納)

氷の入ったヒストバックにスミロンチューブを立てて保存

表15 発生状況・清浄性確認検査携行資材一覧

1農場（※10家きん舎以下）当たり獣医師1名立入時の数量

調査表 材料採取リスト	1組	アルコール綿花	1袋	ビニール袋（大）	2枚
防護服 （タイバック等）	3着	採血用シリンジ （2～3ml）	50本	ビニール袋（小）	2枚
つなぎ	1組	採血針（21G・23G）	50本	使用済採血針入れ	1個
手術用薄手手袋	3組	血清分離用真空採血 管	50本	A4クリップボード	1枚
軍手 or 厚手ビニル 手袋	3組	スモンチューブ 15ml用（PB S入り）	10本	筆記用具 ペン、鉛筆	1本
マスク	3枚	綿棒（細）	50本	油性ペン	1本
ゴーグル	3個	試験管ラック	2個	デジタルカメラ	1台
長靴	1足	カゴ	1個	クーラーボックス	1個
消毒薬（パコマ）	1個	ブーツカバー	2双	保冷剤（氷）	1個
バケツ	1個	雨天時・・・雨具	1着		
ブラシ	1個	携帯電話	1台		

50農場当たりの数量

調査表 材料採取リスト	50組	アルコール綿花	50袋	ビニール袋（大）	100枚
防護服 （タイバック等）	150着	採血用シリンジ （2～3ml）	2500本	ビニール袋（小）	100枚
つなぎ	50組	採血針（21G・23G）	2500本	使用済採血針入れ	50個
手術用薄手手袋	150組	血清分離用真空採血 管	2500本	A4クリップボード	50枚
軍手 or 厚手ビニル 手袋	150組	スモンチューブ 15ml用 （PBS入り）	500本	筆記用具 ボールペン、鉛筆	50本
マスク	150枚	綿棒（細）	2500本	油性ペン	50本
ゴーグル	150個	試験管ラック	100個	デジタルカメラ	50台
長靴	100足	カゴ	50個	クーラーボックス	50個
消毒薬（パコマ）	50個	ブーツカバー	100双	保冷剤（氷）	50個
バケツ	50個	雨天時・・・雨具	50着		
ブラシ	1個	携帯電話	50台		

# 第15 埋却

## 1 目的

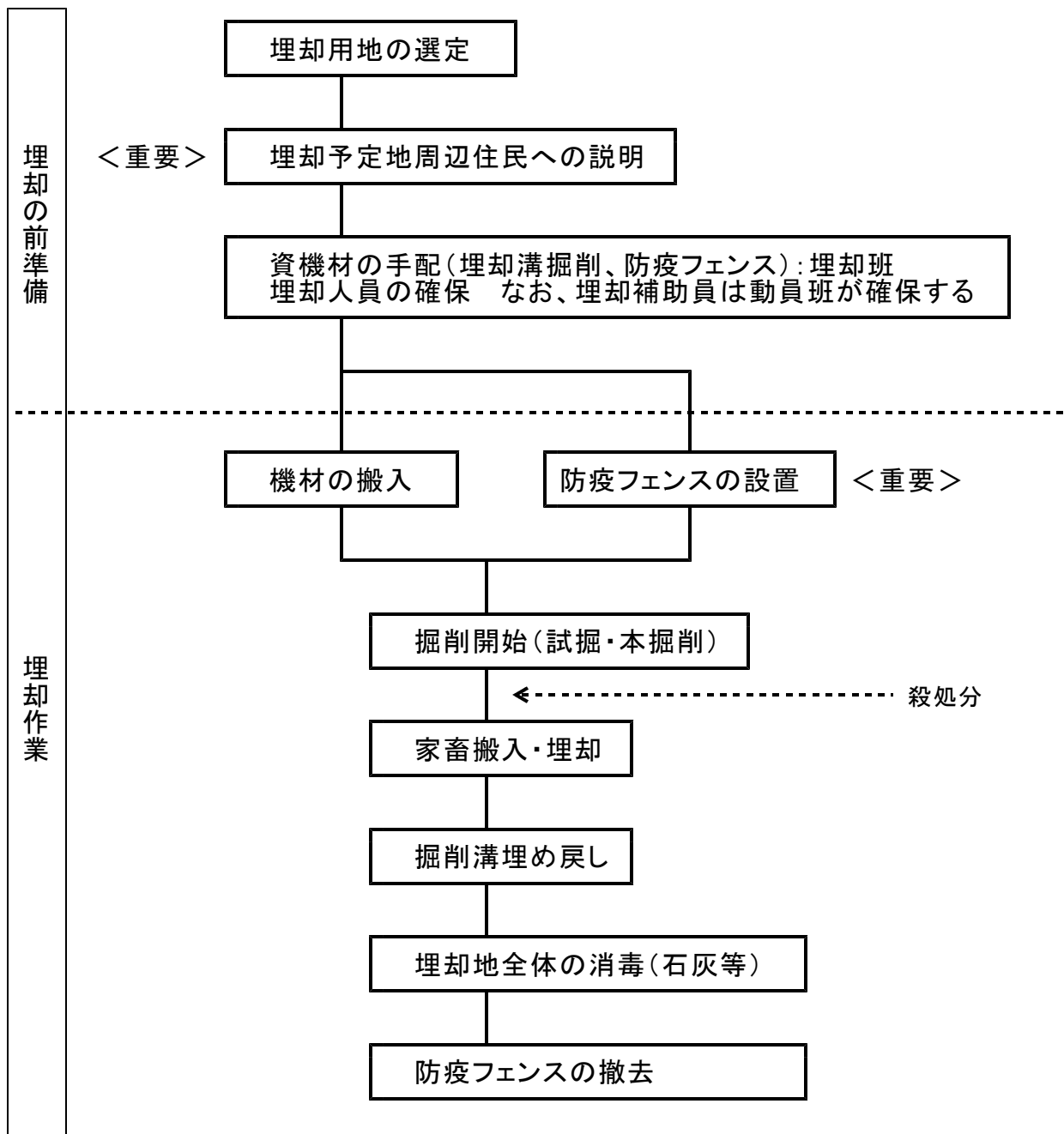
本編は、埋却作業に関する基本的な事項や作業の手順等について、平成19年度及び22年度に発生した本病での作業経験等を踏まえ、まとめたものである。

作成に当たっては、安全面に配慮し、効率的な作業となるよう努めたところであるが、実際の埋却作業においては、現地条件（地形、土質、形状等）や天候、作業班の状況等の条件が異なることから、特に作業の安全確保については、現地の条件に則し、適切に対応することが肝要である。

## 2 埋却処理の流れ

埋却作業に入る前に市町村による「用地の選定」や「地域住民への説明」が完了していることを確認したうえで作業にかかること。

また、防疫上の観点から防疫フェンス設置完了後の掘削となるので、フェンスの発注を急ぎ、作業工程を確認する。



### 3 基本事項

#### (1) 必要資機材(100mの埋却溝の場合の目安)

- |   |        |   |                        |      |
|---|--------|---|------------------------|------|
| ① | 掘削機械   | バックホウ (以下「BH」)                              | 0.7m <sup>3</sup> 以上   | 2～3台 |
| ② | 資材     | ア   | ブルーシート (10m×10m)       | 30枚  |
|   |        | イ   | 測量杭 (60cm×4.2cm×4.2cm) | 150本 |
|   |        | ウ   | 木槌orハンマー               | 2～4本 |
|   |        | エ   | ロープ (7～9mm、200m巻)      | 5巻   |
|   |        | オ   | カッター (ロープ切断用)          | 2～4個 |
|   |        | カ   | 石灰 (20kg)              | 200袋 |
|   |        | キ   | 埋却深確認用の棒 (2mの印)        | 1本   |
|   |        | ク   | 鉄板 (地盤が悪い場合)           | 必要量  |
| ③ | 防疫フェンス | H=3.0mのフェンスを必要量別途発注<br>(目隠し材はブルーシート又は遮光ネット) |                        |      |

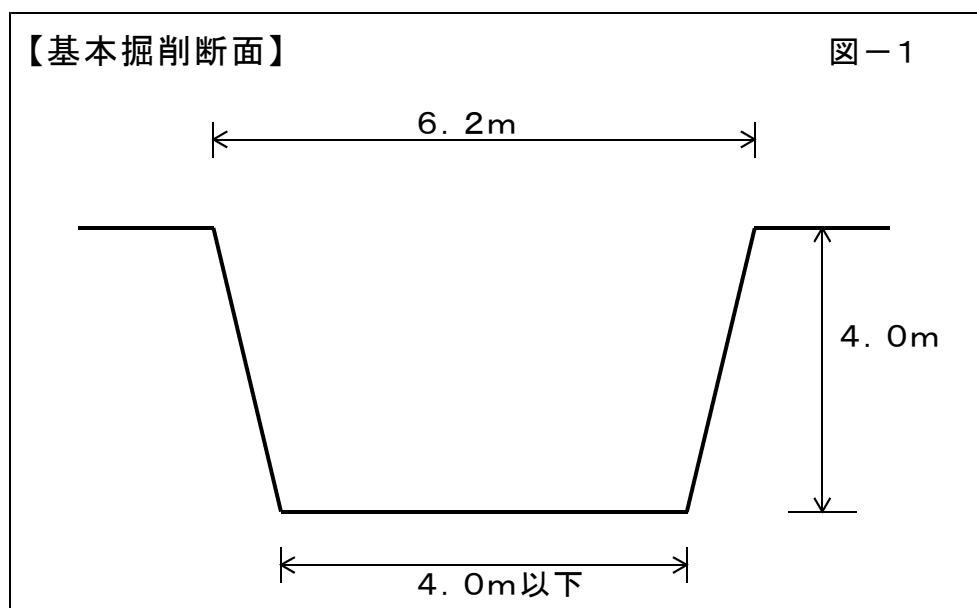
\* 別途、防護服 (タイバック等)、ゴーグル、マスク、長靴等の防疫資材や車両消毒については防疫班と十分調整を行い手配しておくこと。

#### (2) 作業員の確保

- ・シートの設置やフレコンバッグの吊降ろし作業に最低6名程度の作業班が必要。殺処分された家きん等の数や現場状況により2～3班体制を検討する。
- ・上記作業員の他に埋却作業全体を指揮する現場担当者 (2名程度) を配置。

#### (3) 埋却溝掘削断面

- ・掘削にバケット0.7m<sup>3</sup>のBHを使用する場合、基本断面は下記図-1のようになる。
- ・なお、湧水や岩が露出し掘削が困難な場合は、掘削深が3m以上確保できれば良い。
- ・掘削法面は最低でも2分5厘～5分の勾配を取るようになる。土質が悪い場合は現場条件を考慮しさらに勾配を確保する。
- ・その場合、地上幅が6.2m以上となると横からの石灰散布やフレコンバッグ等の吊り降ろし作業に支障が生じるので、底面幅を減じるか掘削深を減じることで勾配を確保する。



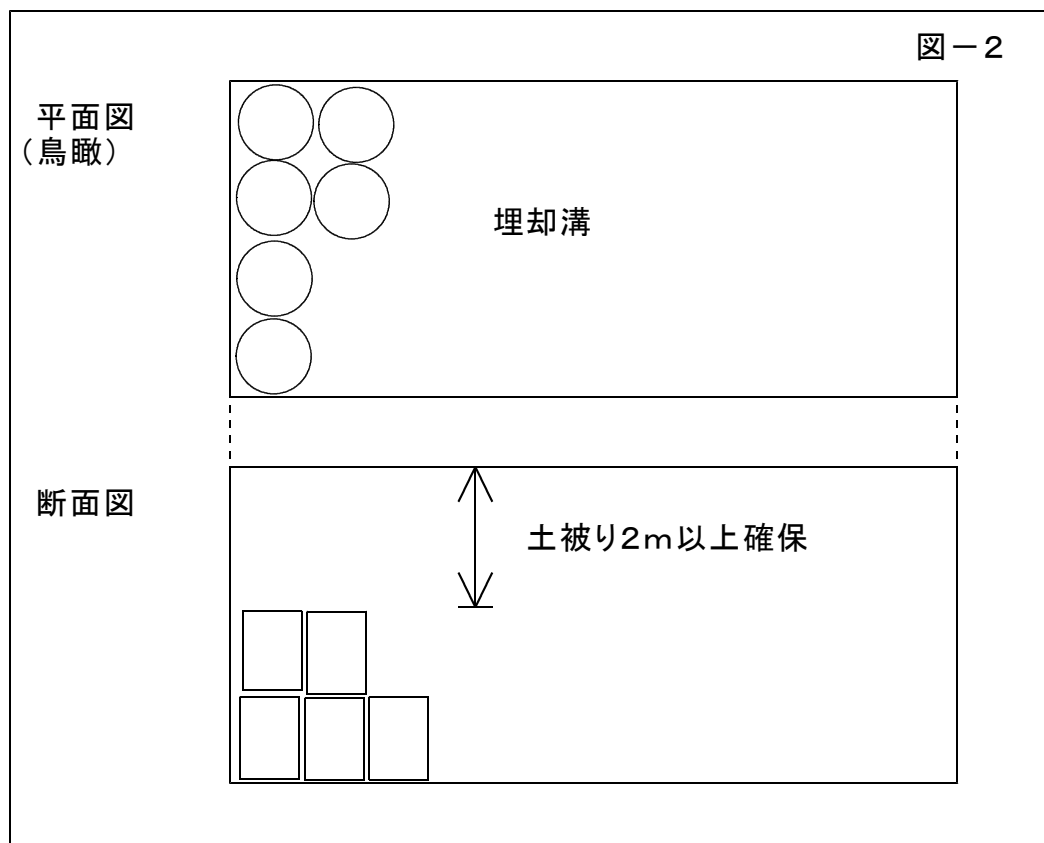
## 4 作業手順

### (1) 家きん死体等の埋却前準備

- ① 石灰の散布
  - ・底面を中心に掘削面全体に石灰を散布する。
  - ・BHのバケットに石灰（フレコンバッグ）を吊し、底面にカッター等で穴を開け散布する。袋物しかない場合はバケットに投入しバケットで散布する。
  - ・散布作業にあたっては、隣接する農地等へ飛散しないよう十分に注意する。
- ② ブルーシートの設置(図-4参照)
  - ・掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。
  - ・シートはロープを結び、打った杭（約2m間隔）に結束し止めておく。(その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家きん投入時シートが破けるので注意)
  - ・基本断面の場合、シート天端が地表から1m程度下がる状態がベスト。
  - ・次のシートは2mの重ねをとって設置すること。

### (2) 家きん死体等の埋却

- ① 家きん死体等の埋却穴への投入
  - ・バックホウのバケットの爪にフレコンバッグの上部取っ手を掛けて吊し、埋却穴に投入する。
  - ・鶏糞等ダンプトラックで直接投入する場合は、転落の危険があることから鉄板の使用や誘導員の配置等安全の確保に十分留意すること。
- ② 埋却方法
  - ・フレコンバッグは掘削断面に沿って「並列」に（図-2）、効率よく並べる。
  - ・埋却穴の深さに応じてフレコンバッグの積み重ねも可能であるが、土かぶり厚は埋却後の体液の噴出防止や、将来の農地としての利用を念頭に2.0m以上を確保すること。
  - ・埋却地が遠方の場合、退場時には車両及び資材を消毒する。





フレコンバックをフォークリフトで運搬



バックホーのツメにフレコンを引っかける



埋却穴に投入



退場時の車両消毒

## 必要埋却地の試算

### 1 鶏

- ・フレコン1袋 (0.5m<sup>3</sup>) 当たり 200羽/袋
  - ・埋却溝1m当たり 9m<sup>3</sup>/m (=袋/m) \*標準埋却溝 土被り2mの場合  
200羽×9=1,800羽/m
- 飼養羽数10,000羽の時  
必要埋却溝 10,000/1,800羽≒5.6m

### 2 鶏糞

- ・鶏舎分 単位たい肥量 215.0m<sup>3</sup>/万羽
- ・たい肥舎分 (聞き取り)
- \*埋却溝に埋却の場合
- 埋却溝1m当たり 14.2m<sup>3</sup>/m (標準埋却溝 土被り1mの場合)
- 飼養羽数10,000羽の時 215.0m<sup>3</sup>/14.2m<sup>3</sup>≒15.2m

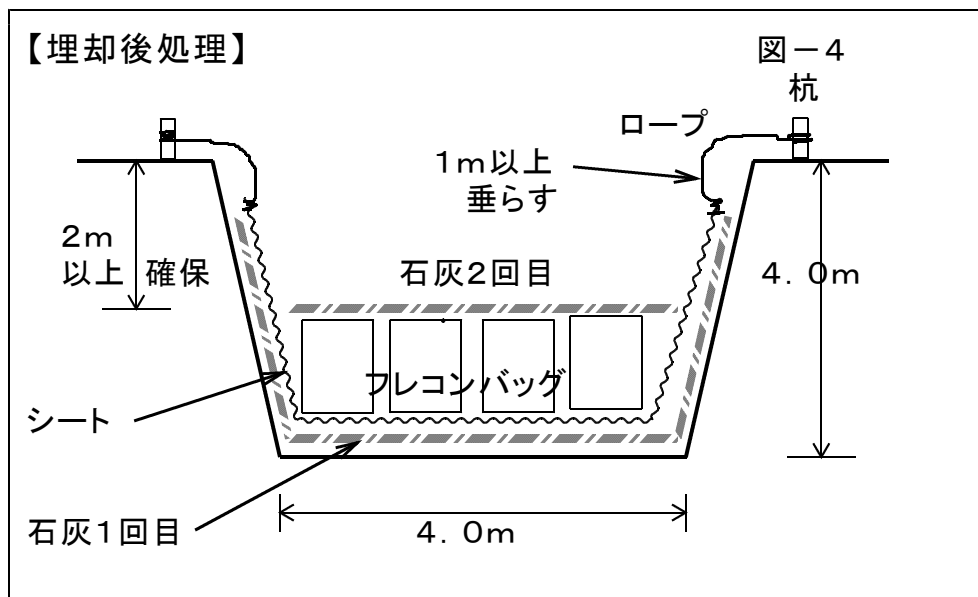
### 3 必要埋却地総量

- ・標準埋却溝の場合 (鶏は土被り2m、鶏糞等は土被り1m)
- 必要埋却溝総延長 (m) =1鶏+2鶏糞など

### (3) 埋却後処理

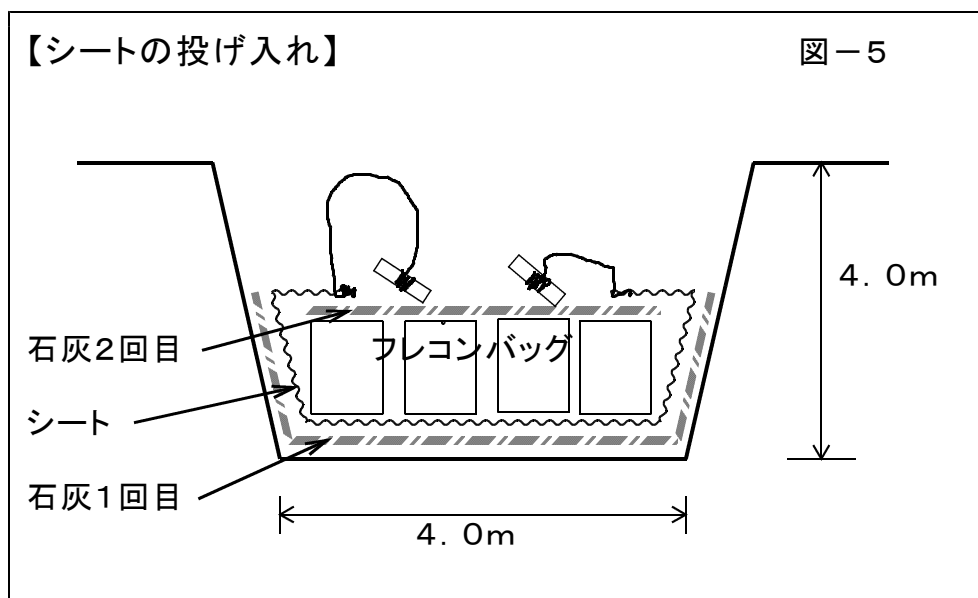
#### ① 土の被覆と石灰散布

家きん死体等を埋却し終わったら、表面に再度石灰を散布する。(におい消しとウイルスの散逸防止)



#### ② シートの投げ入れ

石灰を散布した後、シートを止めていた杭を引き抜き、投げ入れる。

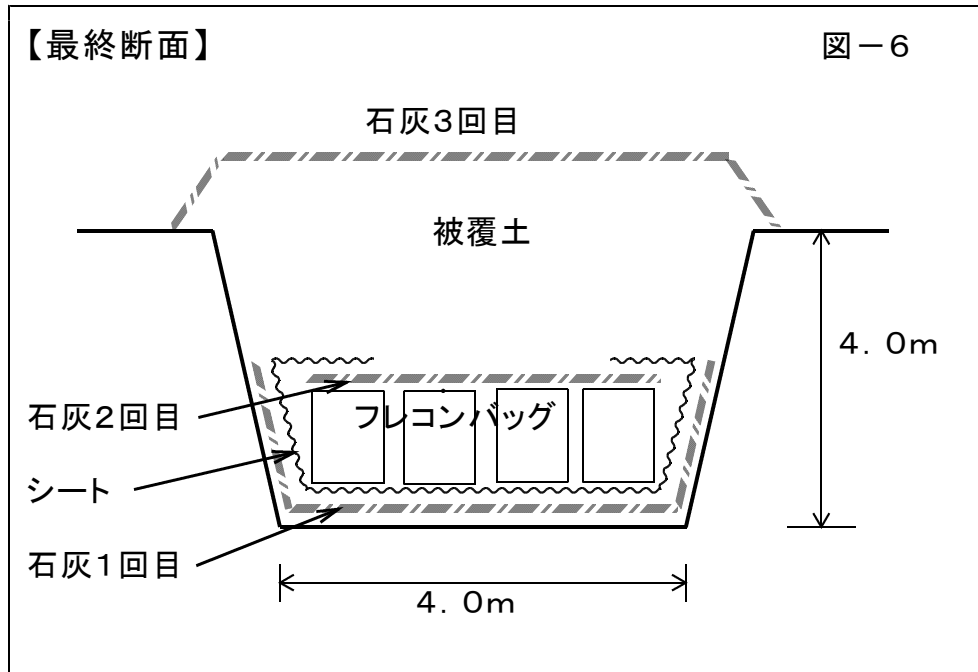


③ 埋め戻し

掘削土を埋め戻し、3回目の石灰を散布し作業終了。

(重機による締固めは行わない。バケットで軽く均す程度。)

殺処分畜を投入していることから、30cm程度の余盛り状態となる。





## 5 埋却溝の配置と作業手順

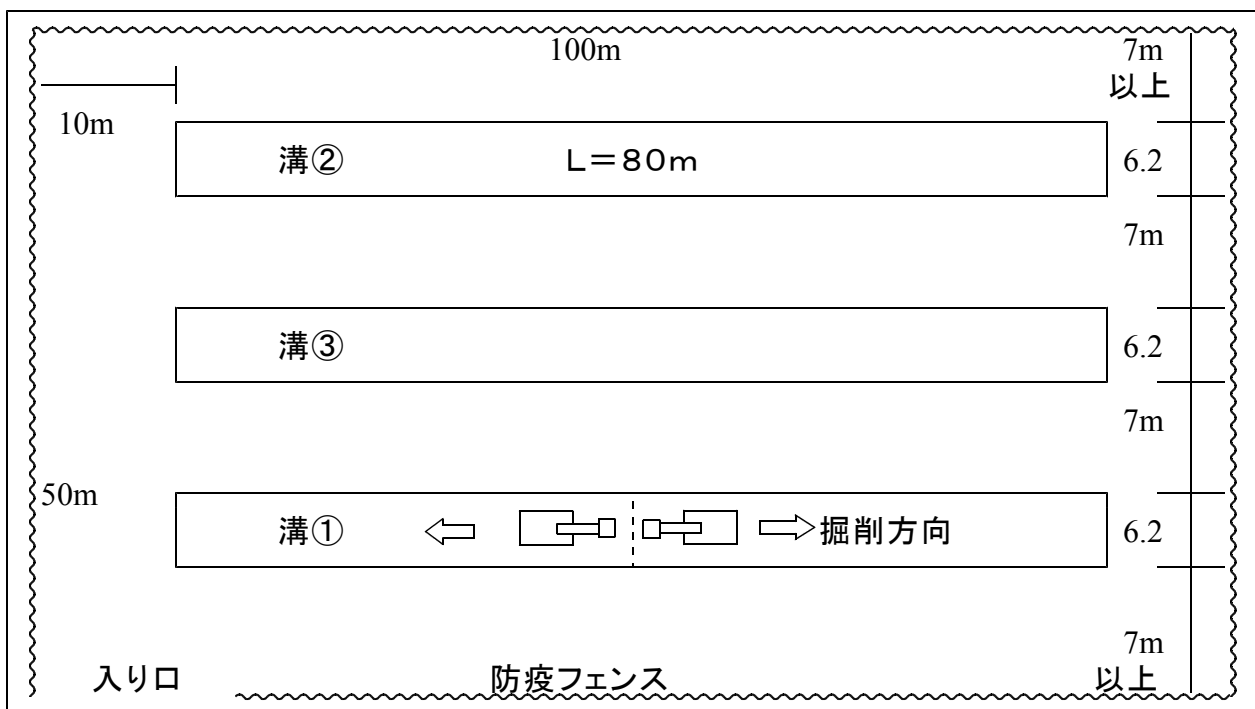
### [50aの矩形用地(100m×50m)の場合]

#### (1) 基本事項

- ・埋却溝の配置は図-8の様な形を基本とする。
- ・この場合、標準断面の溝が3本（総延長L80m×3=240m）確保できる。
- ・溝周辺の作業スペースは10m程度確保することが望ましい。
- ・更に密接して溝を確保することも可能であるが、埋却後の環境を考慮し、これ以上の埋却は行わない。
- ・掘削延長が長い場合、搬入家きん羽数等が少ない場合など、受け入れ状況を勘案し、1本の溝を数本に分割して掘削することも検討すること。（用地の有効利用）

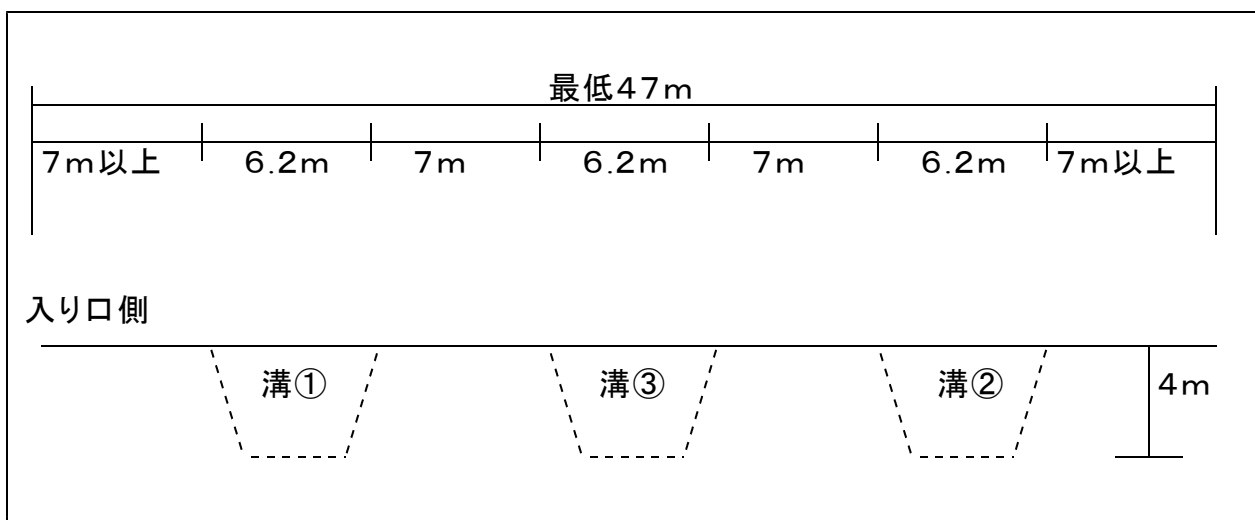
【平面図】

図-8



【断面図】

図-9



(2) 掘削の手順

【1本目】

- ・掘削は溝番号①→②→③の順に掘削する。
- ・BHが2台確保できている場合は中央から向かい合って掘削すると効率的。
- ・良好な土質の場合、0.7m<sup>3</sup>バケットのBHで7~8m/h程度の掘削が可能。
- ・この場合掘削土は溝③側に上げるが、杭打ちやシート埋却のため、人間が動ける程度の作業道（幅1.0m程度）を確保する必要がある。
- ・掘削土と反対側は家きん等搬入や埋却機械の作業ヤード（図-10、11に示す作業道）とする。

図-10

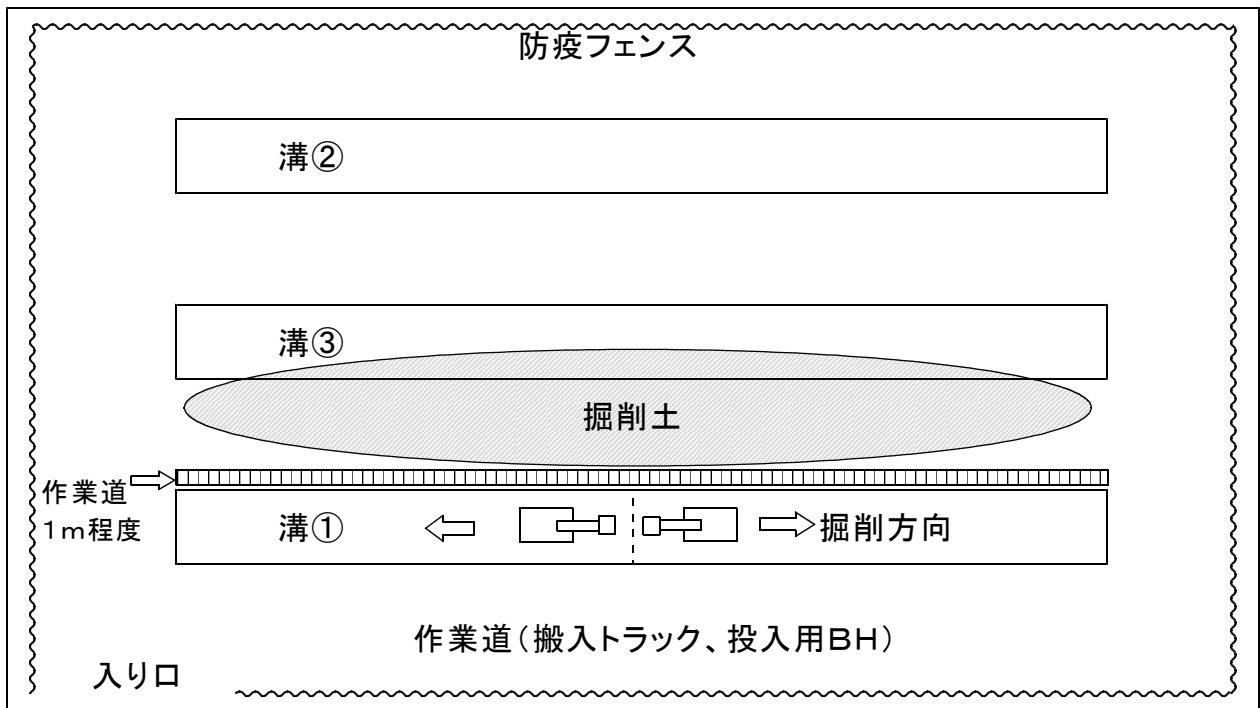
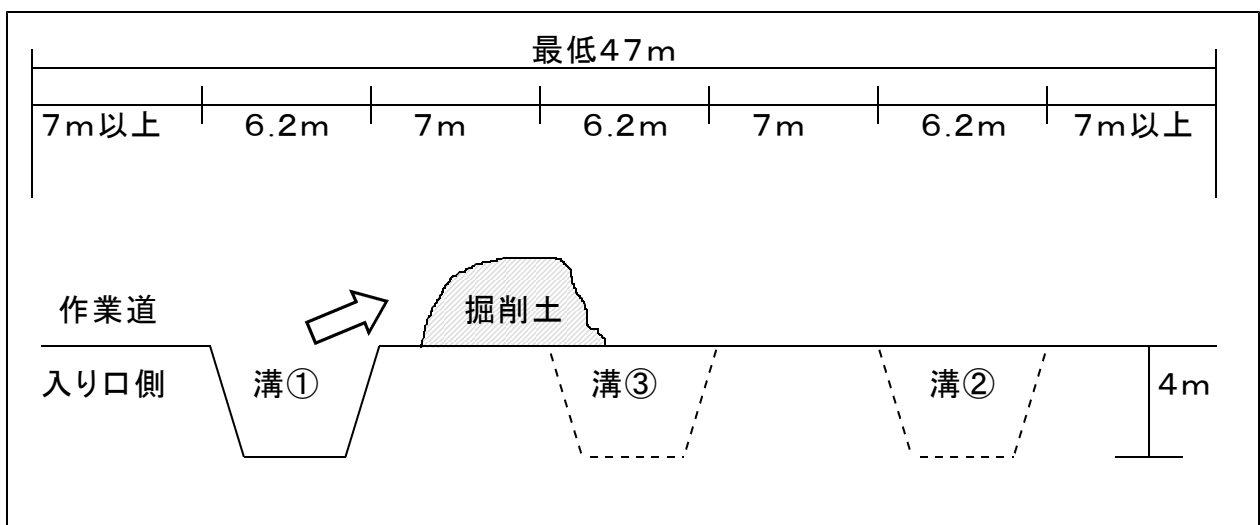


図-11



**【2本目】**

- ・溝番号①の次は溝②を掘削する。掘削土は溝③をふさぐ形で中央に上げる。
- ・このように、急ぐ場合は埋却家きん死体等が到着する前でも埋却溝2本を確保することができる。
- ・埋却溝①の掘削終了後に埋却家きん等の受入が始まった場合は、家きん等投入を行いながら溝②の掘削を開始する。
- ・以上のことからBHは最低3台確保し、現場状況に応じて適切な配置をする必要がある。

図-12

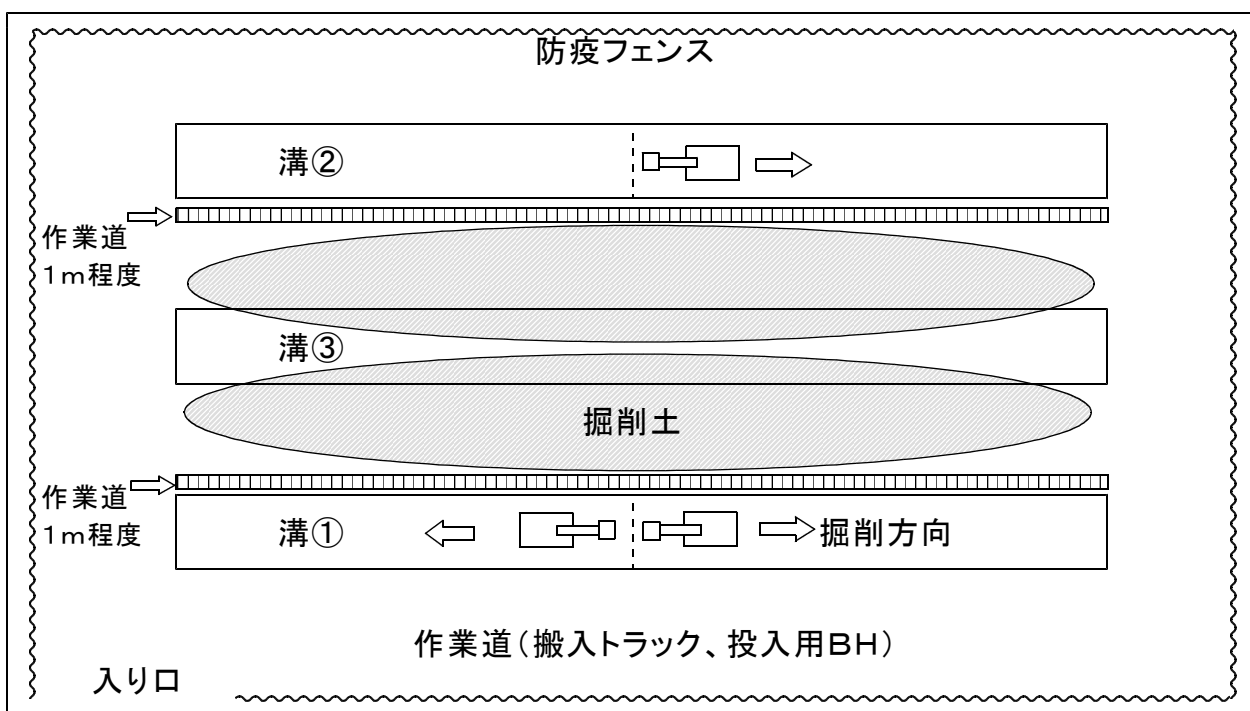
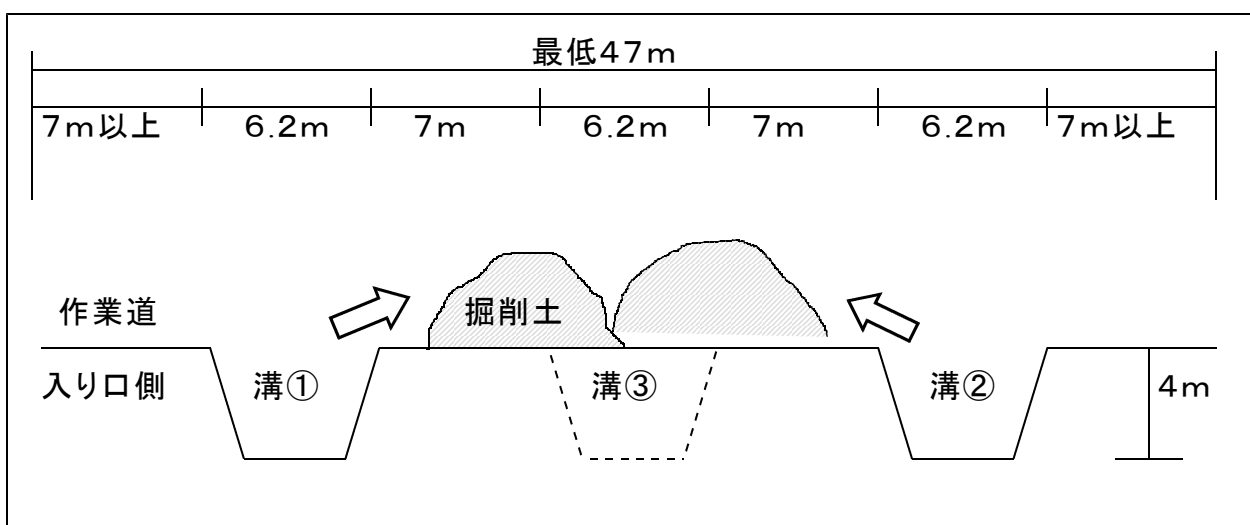


図-13



**【3本目】**

- ・3本目（溝③）の掘削は、溝①の家きん等埋却と埋め戻しが終了し、溝②の埋め戻しがある程度進んだ状態から開始する。（溝②の掘削土が溝③を一部塞いでいる状況となっている）
- ・急ぐ場合は別BHで掘削土を成型し掘削場所を確保しながら掘削を進めることも可能。
- ・図-14の様な状況ではBH3台が必要となる。

図-14

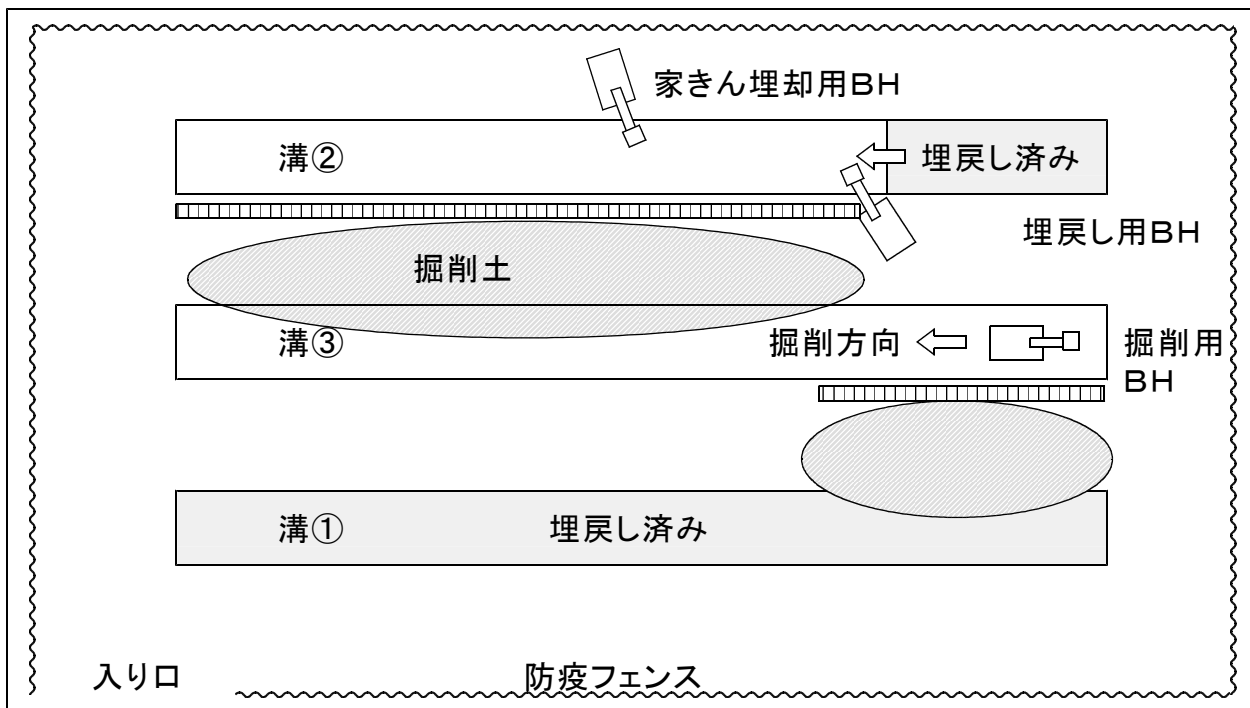
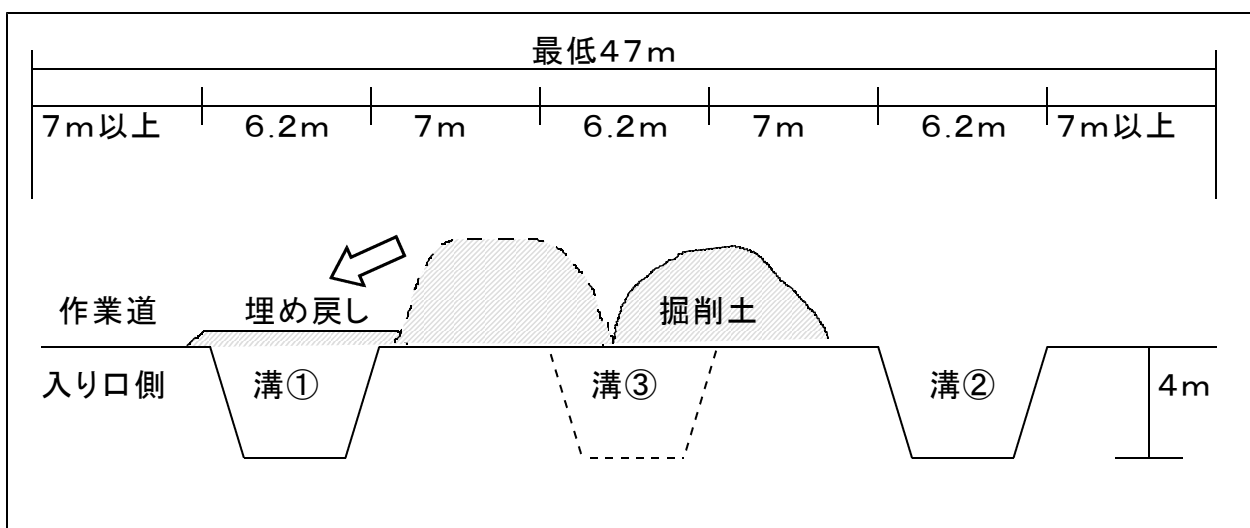


図-15



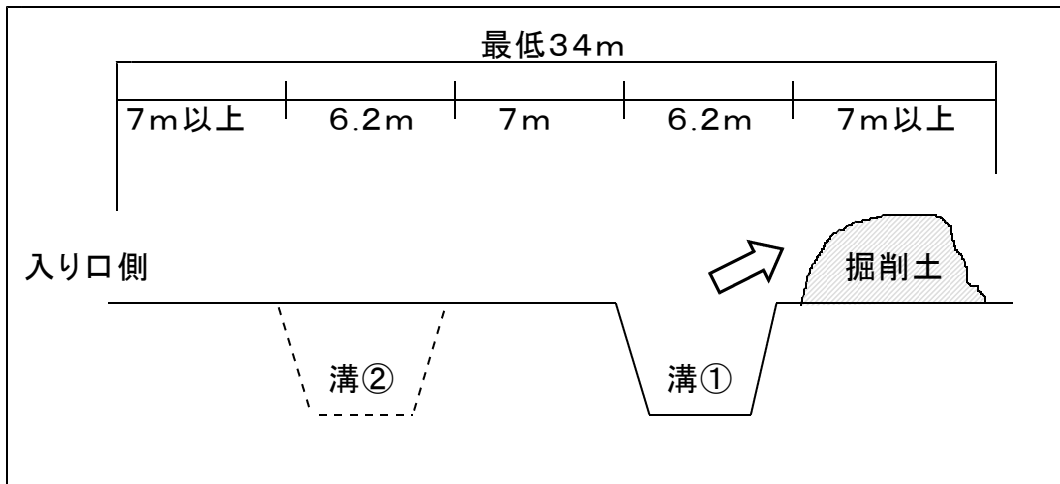
## 6 応用編

[用地幅が30～35m程度の場合]

### 【1本目】

- ・掘削できる埋却溝は2本程度となる。
- ・できれば入り口側より奥から掘削し、掘削土も奥側に上げ、作業ヤードを広く確保する。

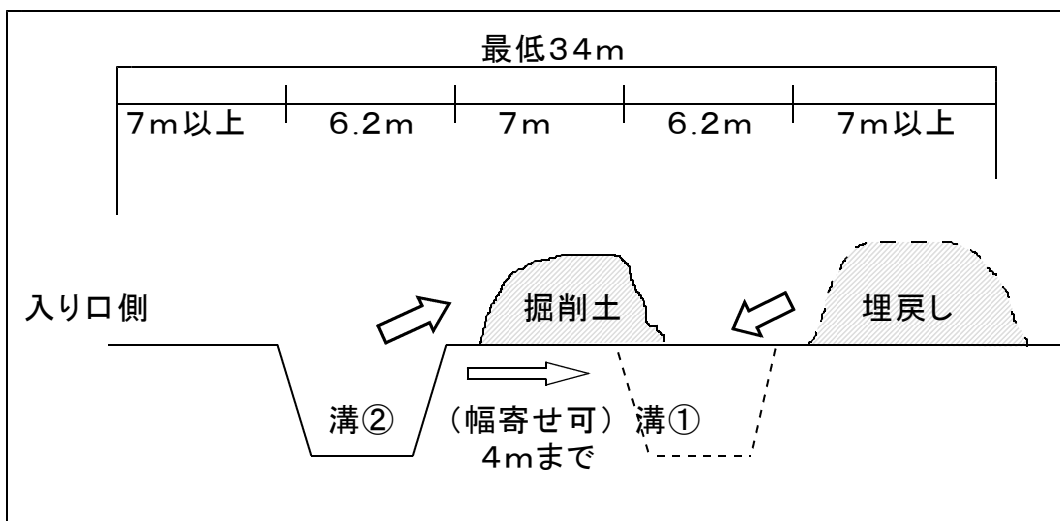
図-16



### 【2本目】

- ・入り口側の作業幅が確保できない場合は溝②と溝①の間隔を7mとしているが、4m程度までは幅寄せが可能。
- ・しかし、あまり近接することは事後の悪臭対策等の作業が困難となるので避けるべきである。

図-17

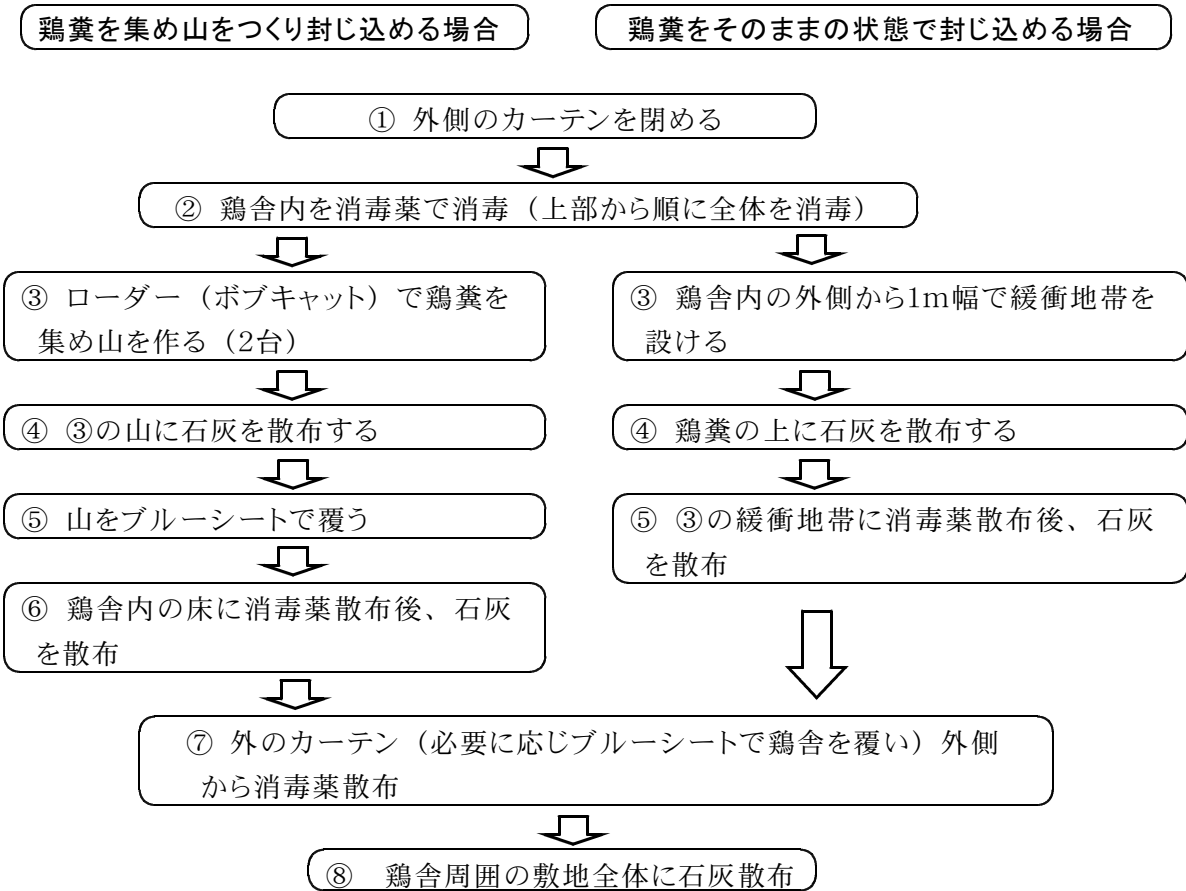


[用地幅が20m程度の場合]

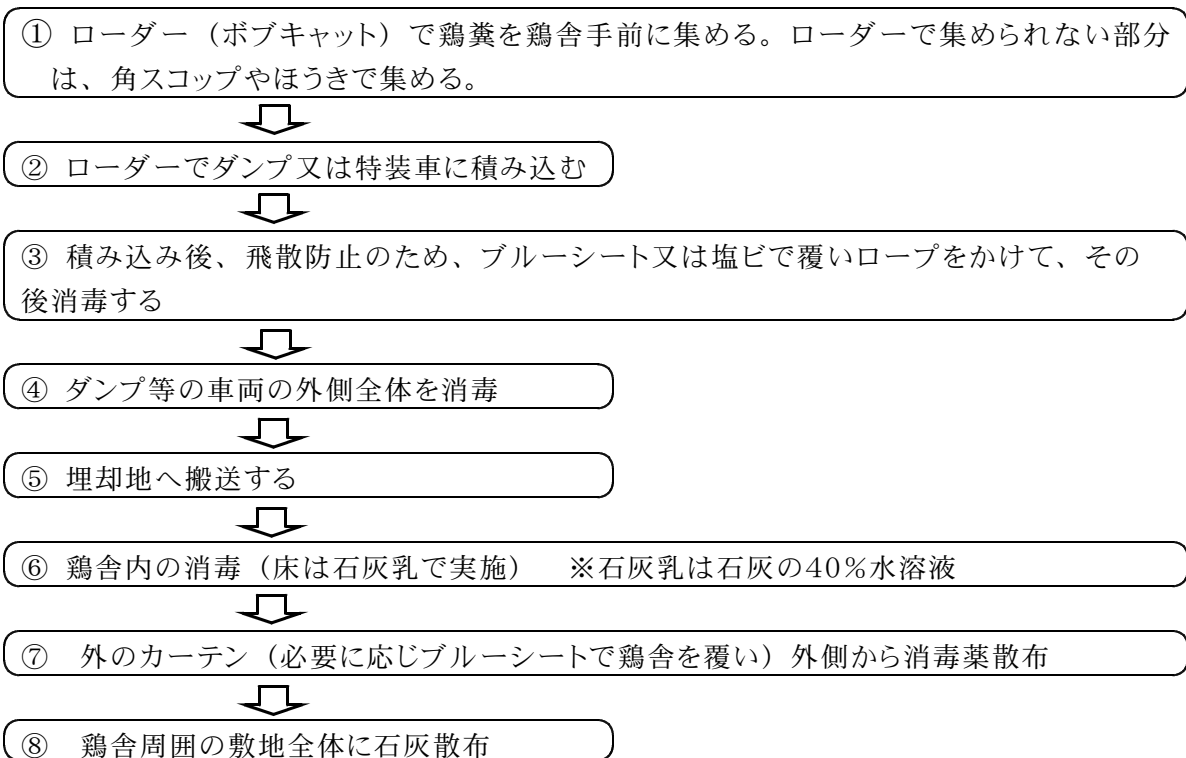
- ・基本的に作業効率の観点から選択される可能性は少ないが、埋却溝1本が掘削可能。
- ・現場状況により掘削幅を狭める等の対応も検討する。

## 7 鶏糞処理の手順

### (1) 封じ込める場合の手順



### (2) 埋却の場合の手順



## 8 雨天時作業の留意事項

### (1) 目的

家きん死体等の埋却作業は、雨天時を避けて作業を行うことが望ましいが、状況によっては、やむを得ず雨の中での埋却作業を行う場合もあるため、雨天時の留意事項について整理した。

雨天時における埋却作業は、降雨の現況及び予想を基に、十分な準備と的確な判断を行い、安全性を最優先した作業に努める。

実際の現場においては、降雨の状況や土質状況、足場の状況等、各種条件を総合的に勘案し、安全性を確認したうえで、埋却作業の開始や中止について、現場リーダーと十分協議・検討のうえ判断することが肝要である。

### (2) 雨量予想情報の活用

宮崎気象台から現地対策本部に毎日夕方、翌日の3時間毎の雨量に関する気象情報が提供されている。この情報や県の防災気象情報等で得られる情報を活用し、段取り等を検討する。

### (3) 事前準備

降雨が予想される場合は、事前に埋却地を十分調査し、敷鉄板や敷砂利等の必要性を検討する。

大規模埋却地等において、埋却期間も長く、その間の降雨が予想される場合は、あらかじめ敷鉄板等について、搬入しておくことも検討する。

### (4) 工程毎の対応

#### ① 本掘削

- ・降雨中または降雨が予想される場合は、必要以上の掘削を見合わせる。
- ・やむを得ず掘削する場合は、必要最低限の掘削とし、長い埋却溝の掘削が可能な埋却地であっても、全体を連続して掘削せず、途中で掘削しない箇所（約5m程度）を設け、短い溝（約30m程度）が連続する掘削溝とする。

#### <メリット>

- ・家きん死体等が投入されていない溝は、ポンプ排水が可能
- ・掘削していない箇所を利用し、溝の反対側へ重機の移動が可能
- ・埋却溝毎に、ポンプ排水が容易となるよう、適当な規模の釜場を掘削しておく。
- ・地形的に雨水の流入が考えられる場合は、土堰堤や小排水溝の設置を行う。

#### ② 埋却

- ・埋却溝に雨水が溜まっている場合は、埋却前にポンプ排水を行うが、釜場以外は雨水が溜まっていない状態まで排水する。（埋却溝全体では水位が低くても、端から埋め戻しを行っていくと、残った箇所に水が押しやられ、水位が上昇し家禽が浮くことがある）
- ・ダンプトラックの往来に支障を来す場合や法肩の崩壊に対する安全確保のため、敷鉄板の設置や敷砂利を行う。（鉄板の搬入及び敷設、搬出には、相当の手間と時間を要するため、必要最小限の枚数とする。また、殺処分開始タイミング等について、現場リーダーと十分な調整が必要）
- ・法肩にクラック等がないか、定期的に安全確認を行う。特に、木杭の箇所にクラックが入りやすく、さらにブルーシートや鉄板で隠されている場合があるので、十分確認する。
- ・埋却中に激しい降雨があり、釜場や埋却溝に雨水が溜まっている場合は、吸水材として、おが屑を投入することも有効である。

#### ③ 埋め戻し

- ・降雨の中での埋め戻しは、家きん死体等を投入した箇所では、投入したままで放置せず、原則、埋め戻しを行う。

(5) 作業中止の判断

作業中止の判断は、埋却作業の安全性を最優先にし、現場条件を総合的に勘案し、現場リーダーと十分協議のうえ判断する。

① 判断要素

- ・ 今後の雨量予測
- ・ 足場の状況（法肩の崩壊危険性、ダンプトラック等のスリップ等）
- ・ 埋却溝内の雨水の溜まり具合等

② 埋却中溝の処理

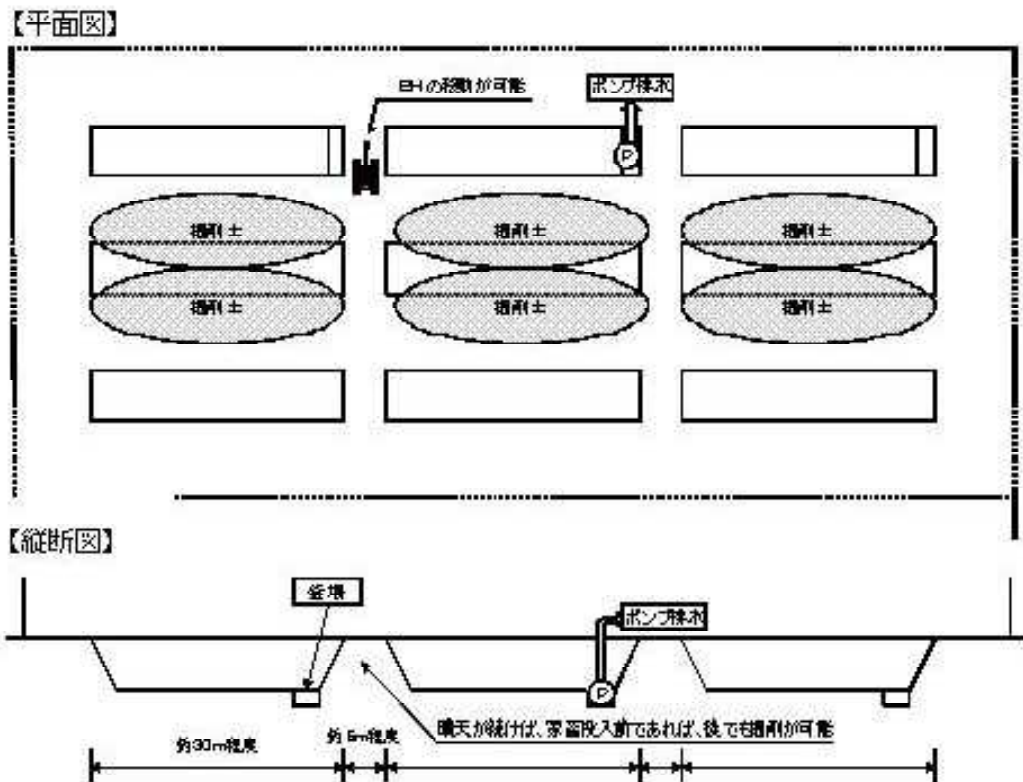
やむを得ず、家きん死体等埋却中に中止せざるを得ない場合は、

- ・ 土堰堤や小排水溝の設置
- ・ シートでの被覆等により、雨水の流入を防ぐ措置を行う。

(6) その他

本留意事項以外でも、降雨対策として有効と考えられるものは、現場の判断で積極的に行うことが重要である。

○ 掘削参考例





## 9 家きん体液の噴出及び臭気対策

家きん死体等の埋却後、土中で死体等からのガスが発生するが、数日後に体液がガスとともに地表へ噴出し、異臭を発生する場合がありますので、現場状況を勘案し対策を行う必要がある。

### (1) 体液噴出の状況

体液の噴出がある埋却地は、水分量が多いことが大きな原因と思われるが、その他下記の原因が考えられる。

#### ① 噴出ヶ所

ガスと体液は溝の中央から噴出している事例は少なく、その場合体液の量も少ない。最も多いのは埋め戻し土と地山の境に沿って掘削断面の法肩から噴出している事例である。

#### ② 原因

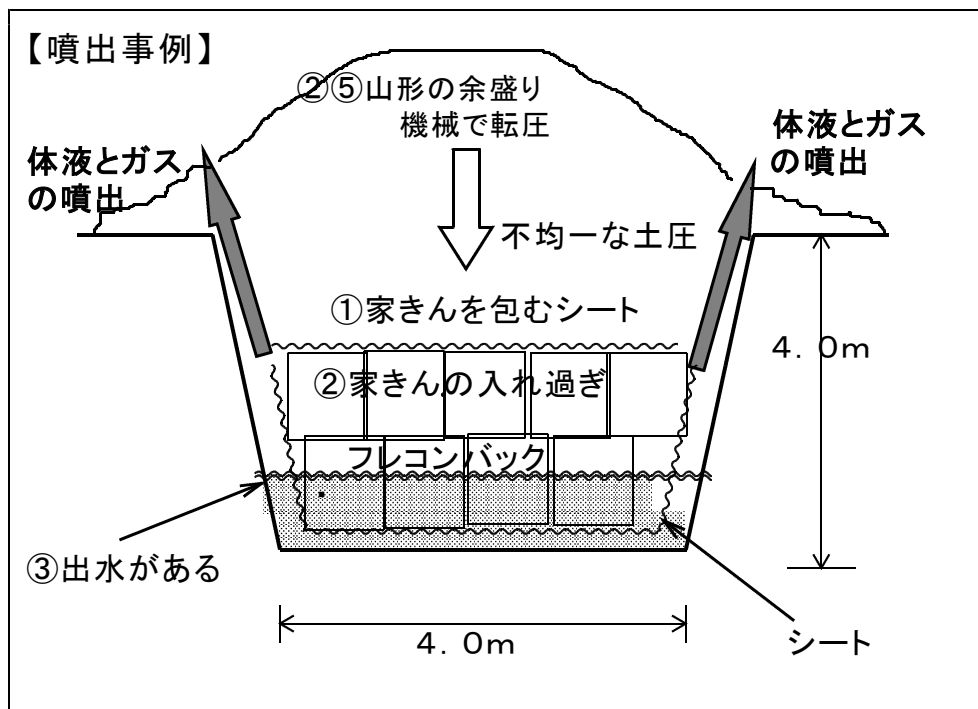
ア フレコンバッグをビニールシートで包んだ状態にしておくと、ガスが上方へスムーズに抜けず、シートの両サイドの隙間から側壁沿いに噴出。

イ 埋却家きん死体量が過大（余盛りの土が高いところは家きん数が多かった証拠）

ウ 埋却溝に出水が見られた、降雨時に埋却を行った所→水分が多く噴出

エ 現地の土壌が粘土質などで上方へガスが抜けにくい

オ 作業時に埋却溝に重機が乗ったり、余盛り土をバケットで整形し、フレコンバッグに不要な圧力をかけたなどの原因が考えられる。



## (2) 体液噴出の防止

埋却数日（2～3日）後のガスの発生および地表への噴出は必ず発生し、防止することは不可能であるが、環境面への配慮からできる限り、体液の噴出を防止する必要がある、基本的に次のことを理解する必要がある。

### ① 基本事項

噴出は埋却溝内の水分（家きん体液や湧水）が土圧により家きん死体等から発生するガスとともに空隙を見つけて上昇し噴出することにより生じている。

現場の土が空隙の多い土質でガスが自由に抜けることができ、また水分を十分吸収できるなど、一定の条件が保たれた現場では噴出が起こっていないことに注目する必要がある。

このことから、以下を注意することで体液噴出の軽減を図ることとする。

### ② 注意事項

ア 家きん死体等の埋却量を抑える（埋却厚は原則1.5mを最大とする。）

イ 家きん死体等を上から被覆するビニールシートは設置しない。

ウ 底面のシートについては地下水汚染への配慮から設置しているが、家きんの生物分解を促進する観点からは設置しないほうが望ましいとされている。

このことから、周辺住民の理解が得られ、水源等への影響がないと判断される現場においては省略することは可能。

エ 埋却溝上に不必要な圧力を生じさせないこと。

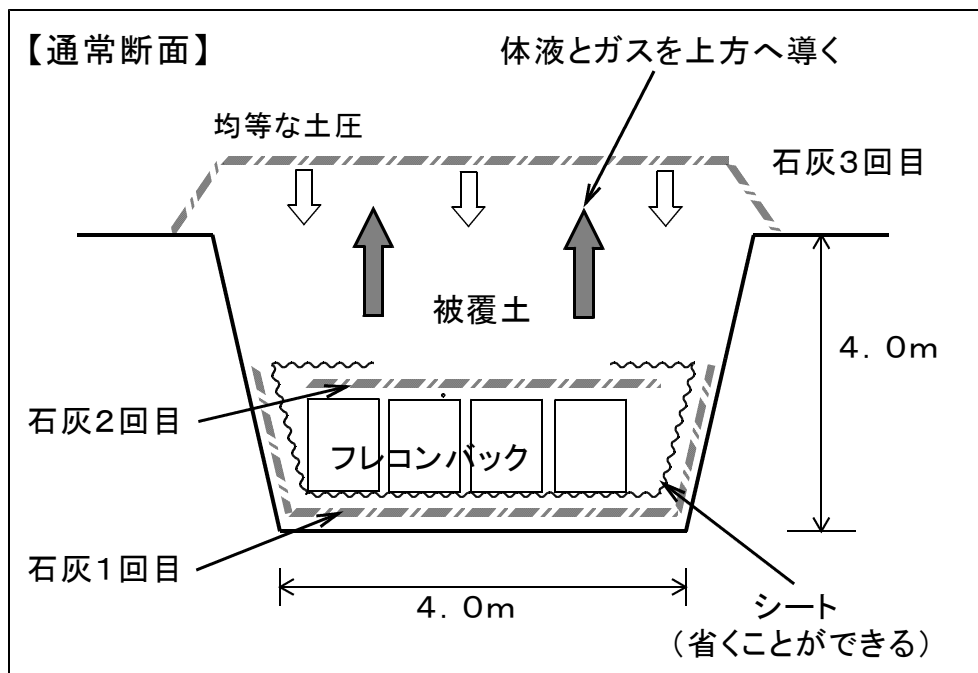
例1：重機で乗らない

例2：溝上の余盛りは均平な厚さになるようにする。（山盛りにしない）

オ 被覆土の空隙を確保し、土被りの厚い上方へ体液を浸透させる。

例1：盛り土をバケツ等で押さえない

カ 埋却溝は可能な限り等高線に平行に掘削するなど、底面の水平確保をおこなうこと。（傾斜地では最下点での体液噴出が見られる。）



### (3) 噴出・臭気予防対策

#### ① 噴出が予想される埋却地の場合

体液の噴出と臭気は極力前述の対策を講じることにより防止に努めることとするが、下記のような条件から体液噴出の可能性が予想される現場においては、埋め戻しの際、下図の位置に「おが粉」および「堆肥」を投入することで体液の噴出と臭気防止を図る。

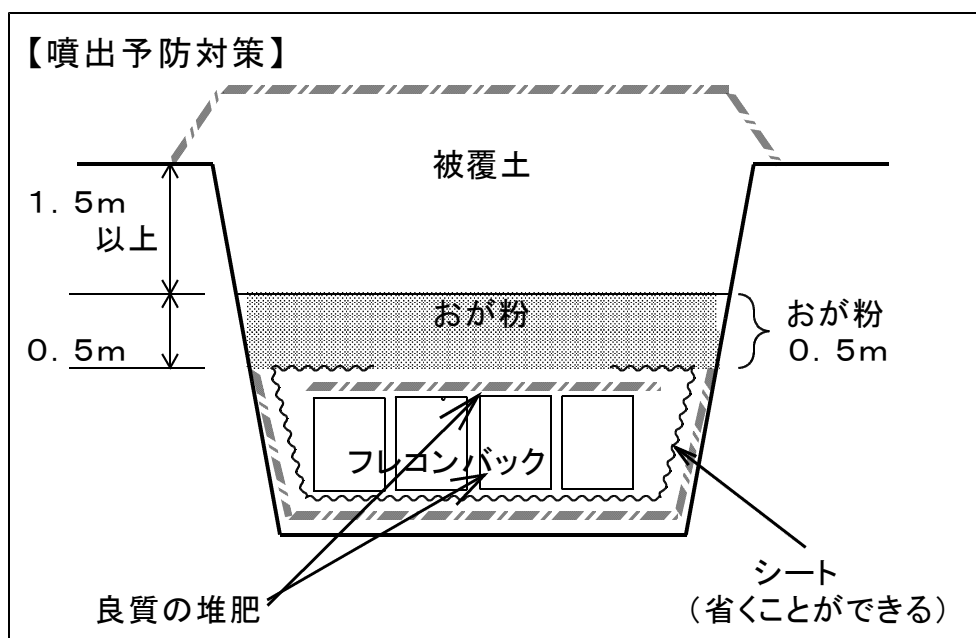
ア 掘削溝に出水が見られる。

イ 埋却地が狭く、基準量以上に家きんを投入する必要がある。

ウ 地形上、傾斜のある溝を掘削せざるを得ない。

#### ② 噴出・臭気予防

市町村等の判断で現場での「おが粉」や「堆肥」の円滑な入手が可能であり、投入作業の手間取りが無く、埋却作業に支障を生じないと判断される場合、臭気対策の意味から「通常の条件下」でも予防的に投入することを検討する。



#### (4) 体液が噴出した場合の対処

体液の噴出があった場合、ウジ虫（ハエ）等の発生防止のためにも次の対処を行う。

- ① 噴出現場を囲む土堤を作り体液の拡散を防止する。また、ガスの噴出が治まるまで盛り土で押さえ込まない。
- ② 消臭対策としては様々な消臭剤等も考えられるが、安価に入手できる資材として「石灰」と「おが粉（敷き料）」がある。ガスの出ている状態でも土堤内に投入することにより、吸水とかなりの消臭効果が期待できる。
- ③ ウジ等には石灰が有効であるので十分な石灰散布を行うと共に、殺虫剤が入手できる場合は散布する。
- ④ ガスの噴出が治まった後、盛り土を行い更に石灰を散布する。

## 10 埋却作業終了時の消毒等

- ・フェンス設置時及び鉄板設置時に使用した機材、余った資材等は、消毒薬に浸漬、浸漬が困難な場合は十分に噴霧消毒後、農場外へ持ち出す。
- ・フェンスに利用した目隠し材等及び鉄板は、埋却または十分に消毒。埋却完了後にフェンスの撤去を行う場合は、目隠し材へのウイルス付着を考慮し、十分に消毒。
- ・防疫フェンス設置及び鉄板設置並びに撤去に利用した機材等は、原則として作業後7日間は発生農場以外の家禽動物飼養施設で利用しない。やむを得ず利用する場合には、家保の指示を受ける。
- ・農場内へ持ち込んだ資材、機材を場外へ持ち出す場合には、浸漬消毒または十分な噴霧消毒を行う。

## 11 参 考

おが粉の供給に当たっては、環境森林部山村・木材振興課木材産業振興担当に相談すること。



## 第16 農場清掃・消毒

### 1 農場清掃・消毒

- (1) 飼養場所の排水溝を閉鎖（確認）する。（適切な消毒措置を講じるまでの間）
- (2) 石灰乳の作成や消毒薬の希釈等に使用する水の確保を行う。
- (3) 家きんの殺処分後、家きん舎に残ったふん、敷料等を重機で搬出し、残ったものをスコップ、ほうきなどで集め搬出する。
- (4) 家きん舎に残された、種々の汚染物品については現場リーダーの指示により搬出する。
- (5) その後、家きん舎内の天井、壁面、床面の順に隅々まで動力噴霧機を用いて消毒薬で洗浄・消毒を実施する。また、床面は消石灰の散布（20kg入り1袋当たり20～40㎡）又は石灰乳の塗布により消毒する。さらに、家きん舎外壁、屋根も同様に消毒する。
- (6) たい肥舎・倉庫・その他汚染された恐れのある構造物も（3）～（5）に準じて実施する。

なお、構造物において配電盤などの消毒薬の散布が困難なものは、消毒薬を浸ませた布等で拭く。
- (7) 汚染物品で、埋却等の処分をしない管理用具類（金属製用具など消毒が容易なもの）および衣類については消毒薬で洗浄・消毒する。
- (8) 農場内で飼養管理作業に用いた車両・器具類は、清掃後消毒する。
- (9) 農場内で防疫作業に用いた重機等は、担当者の指示により入念に清掃し消毒し、許可を得てから退場する。
- (10) 農場敷地は消石灰の散布（20kg入り1袋当たり20～40㎡）により消毒する。
- (11) 農場出入り口では、入退場する車両、人を消毒する。

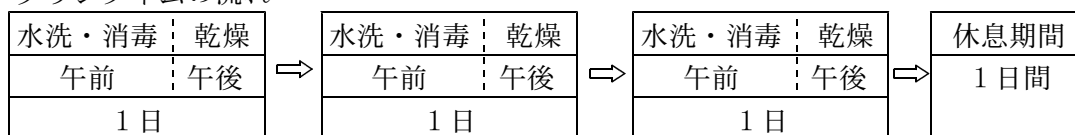
なお、(10) (11) については防疫措置の早い段階で開始し、(10) は必要により随時追加実施する。
- (12) 農場消毒は、殺処分、死体及び汚染物品の処理の完了後に、繰り返し実施するものとする。（少なくとも1週間間隔で3回以上）

### 2 借受車両等の消毒(返還時)

借り受け車両は、返却後の安全性を確保するため、以下の事項を必ず行う。

- (1) ダウンタイム期間は4日間とする。
- (2) ダウンタイム期間中の作業内容
  - ア 1日の中で「水洗→消毒」を午前中に済ませ、午後から「乾燥」の工程を3回繰り返す。
  - イ 3日間の工程終了後、1日のダウンタイムを設ける。
  - ウ 運転席・助手席の足マットは、1,000倍希釈逆性石けん消毒薬（アストップ、パコマ、ロンテクトなど、詳細は170ページ参照）で浸漬消毒後、乾燥させる。
  - エ 車内は「1,000倍希釈逆性石けん消毒薬を含ませたふきんによる清拭→水ふきん清拭→乾燥」工程を3回繰り返す。

ダウンタイムの流れ



### 3 消毒薬の選定

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、逆性石けん液、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド液などの多くの消毒薬が有効である。また、ウイルスの感染性は70℃以上、1秒の加熱で失われる。
- (2) 鳥インフルエンザウイルスは pH12 以下では失活しないので、炭酸ソーダや消石灰液など高アルカリ液を用いる場合はpH12 より高いアルカリ度のものを使用する。  
 なお、高アルカリ液は作業者の皮膚や粘膜を痛めるおそれがあり、また発生農場の防疫措置では大量の消毒薬を使用するため、周辺の農作物や環境に悪影響が及ばないように十分な注意が必要である。
- (3) 防疫テント設置場所の周辺等、消毒薬を多量に使用する所では、土地に消毒薬が浸透し、その後の作付けに発育不良等の影響が出る場合があるため、圃場を防疫従事者の消毒場所として使用する場合は消毒薬の選定に当たって十分留意すること。

表16 pH 値と鳥インフルエンザウイルスの感染性が消失するのに要する時間

pH 値	各暴露時間における 感染性消失率 (%)		
	5分	10分	15分
2	100	100	100
5	0	0	0
7	0	0	0
10	0	0	0
12	0	0	0

出典：Lu ら、Survival of avian Influenza Virus H7N2 in SPF chickens and their environments

表17 反応温度がH5N1 鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果に及ぼす影響

消毒薬	各反応温度における 最大有効希釈倍数 (1 : n)		
	25℃	15℃	5℃
アストップ	3,200	800	200
パコマ	800	100	50
クレンテ	800	1,600	1,600
ゼクトン	3,200	1,600	1,600
トライキル	6,400	3,200	1,600

出典：迫田義博ら、「鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」日本獣医師会雑誌 60 p519-522 (2007)

#### 【消毒薬の種類】

- (1) 陽イオン系消毒薬： 皮膚・粘膜に対する刺激が少なく、腐食性もほとんどない。  
 (例：塩化ジデシルジメチルアンモニウム、[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）] アルキル（C9-15）トルエン水溶液）
- (2) 塩素系消毒薬： 強力な酸化能による迅速な殺菌作用がある。（例：ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム）
- (3) オルソ系消毒薬： オルトジクロロベンゼンを成分とする複合消毒薬で、コクシジウムオーシストも殺滅する。
- (4) アルカリ添加消毒薬： 陽イオン系消毒薬に水酸化ナトリウム（NaOH）又は水酸化カリウム（KOH）を添加することでアルカリ化し、殺菌力を高めたもの。  
 (例：塩化ジデシルジメチルアンモニウムの希釈液にNaOH又はKOHを添加)

表18 鳥インフルエンザウイルスに効果がある消毒薬

分 類	主な商品名	効果が認められる最高希釈倍数（注）
陽イオン系消毒薬	アストップ	2,000倍
	パコマ	2,000倍
塩素系消毒薬	クレンテ	3,000倍
オルソ系消毒薬	ゼクトン	300倍
	トライキル	200倍
アルカリ添加消毒薬	クリアキル-100 (NaOH又はKOH添加)	2,000倍 (NaOH又はKOHを0.05-0.1%となる ように添加)

注) 承認された用法・用量の範囲内で効果が認められる最高希釈倍数。類似の名称で濃度が異なる製品があるので、希釈倍数は製品の表示の倍数とすること。(例：パコマ200)

出典：「H1亜型インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」

家畜衛生学雑誌35 p.57-58 (2009)

「鳥インフルエンザウイルスの感染性に及ぼす消毒薬の効果について」

家畜衛生学雑誌29 p.123-126 (2003)

「鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」

日本獣医師会雑誌60 p.519-522 (2007)

「各種消毒薬の鳥インフルエンザウイルスに対する効果試験」

家畜衛生学雑誌32 p.67-70 (2006)

## 鶏舎の清掃・消毒

### 1 鶏ふん・敷料の除去 (肉用鶏鶏舎)



重機による除去作業



スコップによる除去作業

### (採卵鶏鶏舎:高床式)



重機による除去作業

### 2 鶏舎内清掃 (肉用鶏鶏舎)



ほうきを用いた床面の清掃



側面の清掃